

富津市地域防災計画（修正案）新旧対照表

第1編 地震・津波編

ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
地震・津波-2	<p>3 要配慮者及び男女共同参画の視点</p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p>	<p>3 要配慮者及び男女共同参画の視点</p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、身体障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内臓機能の障がい等）、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p>	用語等の修正																																																												
地震・津波-9	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 社団法人千葉県LPガス協会</td> <td>ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	機関の名称	事務又は業務の大綱	一般 社団法人千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 楽天モバイル株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益 社団法人千葉県LPガス協会</td> <td>ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	機関の名称	事務又は業務の大綱	公益 社団法人千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。	時点修正																																												
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																														
ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																														
一般 社団法人千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																														
ソフトバンク株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																														
公益 社団法人千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。																																																														
地震・津波-12	<p>1 地勢及び地質</p> <p>(略)</p> <p>面積は、205.53 km²を有しており、北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため、地味は余り肥沃ではないが灌漑により耕作に適しているとともに、富津沖埋立により大規模な火力発電所、技術研究所等があり工業地帯を形成している。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">位 置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>極 東</th> <th>極 西</th> <th>極 南</th> <th>極 北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 経</td> <td>140° 00'</td> <td>139° 44'</td> <td>139° 54'</td> <td>139° 50'</td> </tr> <tr> <td>北 緯</td> <td>35° 10'</td> <td>35° 18'</td> <td>35° 08'</td> <td>35° 21'</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">面 積</th> <th colspan="2">広 ぼ う</th> <th rowspan="2">海 岸 線</th> </tr> <tr> <th>東 西</th> <th>南 北</th> </tr> <tr> <td>205.53 km²</td> <td>23.8km</td> <td>24.4km</td> <td>約 40 km</td> </tr> </tbody> </table>	位 置						極 東	極 西	極 南	極 北	東 経	140° 00'	139° 44'	139° 54'	139° 50'	北 緯	35° 10'	35° 18'	35° 08'	35° 21'	面 積	広 ぼ う		海 岸 線	東 西	南 北	205.53 km²	23.8km	24.4km	約 40 km	<p>1 地勢及び地質</p> <p>(略)</p> <p>面積は、205.40 km²を有しており、北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため、地味は余り肥沃ではないが灌漑により耕作に適しているとともに、富津沖埋立により大規模な火力発電所、技術研究所等があり工業地帯を形成している。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">位 置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>極 東</th> <th>極 西</th> <th>極 南</th> <th>極 北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 経</td> <td>140° 00'</td> <td>139° 44'</td> <td>139° 54'</td> <td>139° 50'</td> </tr> <tr> <td>北 緯</td> <td>35° 10'</td> <td>35° 18'</td> <td>35° 08'</td> <td>35° 21'</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">面 積</th> <th colspan="2">広 ぼ う</th> <th rowspan="2">海 岸 線</th> </tr> <tr> <th>東 西</th> <th>南 北</th> </tr> <tr> <td>205.40 km²</td> <td>23.8km</td> <td>24.4km</td> <td>約 40 km</td> </tr> </tbody> </table>	位 置						極 東	極 西	極 南	極 北	東 経	140° 00'	139° 44'	139° 54'	139° 50'	北 緯	35° 10'	35° 18'	35° 08'	35° 21'	面 積	広 ぼ う		海 岸 線	東 西	南 北	205.40 km²	23.8km	24.4km	約 40 km	時点修正
位 置																																																															
	極 東	極 西	極 南	極 北																																																											
東 経	140° 00'	139° 44'	139° 54'	139° 50'																																																											
北 緯	35° 10'	35° 18'	35° 08'	35° 21'																																																											
面 積	広 ぼ う		海 岸 線																																																												
	東 西	南 北																																																													
205.53 km²	23.8km	24.4km	約 40 km																																																												
位 置																																																															
	極 東	極 西	極 南	極 北																																																											
東 経	140° 00'	139° 44'	139° 54'	139° 50'																																																											
北 緯	35° 10'	35° 18'	35° 08'	35° 21'																																																											
面 積	広 ぼ う		海 岸 線																																																												
	東 西	南 北																																																													
205.40 km²	23.8km	24.4km	約 40 km																																																												
地震・津波-17	<p>2 津波浸水想定</p> <p>県は、平成24年4月に千葉県浸水予測図を公表（平成25年3月一部修正）し、富津市付近の沿岸部については、1703年の元禄地震が発生した場合及び平成25年3月から気象庁が運用を開始した津波警報の発表を想定した浸水深を予測している。</p>	<p>2 津波浸水想定</p> <p>(1)「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務」に基づく津波浸水想定</p> <p>県は、平成24年4月に千葉県浸水予測図を公表（平成25年3月一部修正）し、富津市付近の沿岸部については、1703年の元禄地震が発生した場合及び平成25年3月から気象庁が運用を開始した津波警報の発表を想定した浸水深を予測している。</p>	津波浸水予測の追加（地震・津波-19）																																																												

地震・津波-19		<p>(2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定</p> <p>県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」（富津市笹毛付近において津波高6.9m）が沿岸に到達した場合の浸水を予測しており、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される5つの地震を選定して各地震のシミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定している。</p> <p>◆千葉県で選定した5つの地震モデル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○延宝房総沖地震（1677年） ○元禄関東地震（1703年） ○東北地方太平洋沖地震（2011年） ○房総半島南東沖地震（想定） ○相模トラフ沿いの最大クラスの地震（想定） </div> <p>なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域は、「富津市防災ハザードマップ」及び「富津市Web版防災ハザードマップ」で確認することができる。</p> <p>また、津波浸水想定区域における浸水リスクに対処し、より安全な地域づくりを行うため、今後、千葉県が住民説明会の開催など市の意向を十分に踏まえた上で「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」を指定する予定である。</p>	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水予測の追加
----------	--	---	--------------------------------

地震・津波-22	<p>(2) 広報媒体等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">防災機関名</th> <th style="width: 10%;">媒体</th> <th style="width: 10%;">対象</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S </td> <td> 市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア </td> <td> 地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ハザードマップ（地震・津波） 避難所、避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要 </td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	市	広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S	市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア	地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ハザードマップ（地震・津波） 避難所、避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要	<p>(2) 広報媒体等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">防災機関名</th> <th style="width: 10%;">媒体</th> <th style="width: 10%;">対象</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S </td> <td> 市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア </td> <td> 地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 富津市防災ハザードマップ 避難場所、避難所、避難路 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要 </td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	市	広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S	市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア	地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 富津市防災ハザードマップ 避難場所、避難所、避難路 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要	用語等の修正
防災機関名	媒体	対象	内容																
市	広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S	市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア	地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ハザードマップ（地震・津波） 避難所、避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要																
防災機関名	媒体	対象	内容																
市	広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビ デ オ ・ DVD 授 業 ・ 行 事 等 ホ ー ム ペ ー ジ パ ン フ レ ッ ト S N S	市 民 区（自治会） 自 主 防 災 組 織 児 童 生 徒 ・ 幼 児 市 職 員 ボ ラ ン テ ィ ア	地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 富津市防災ハザードマップ 避難場所、避難所、避難路 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要																

地震・津波-22	<p>4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部） （略） 避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。</p>	<p>4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部） （略） 避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進める。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正								
地震・津波-23	<p>4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部） （略）</p> <table border="1" data-bbox="403 485 1507 1125"> <tr> <td data-bbox="403 485 454 869">平常時</td> <td data-bbox="454 485 1507 869"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 869 454 1125">発災時</td> <td data-bbox="454 869 1507 1125"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 	発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 	<p>4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部） （略）</p> <table border="1" data-bbox="1570 485 2674 1125"> <tr> <td data-bbox="1570 485 1620 869">平常時</td> <td data-bbox="1620 485 2674 869"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 869 1620 1125">発災時</td> <td data-bbox="1620 869 2674 1125"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 	発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 										
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 										
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 										
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営 										
地震・津波-25	<p>8 調査・研究（総務部、建設経済部）</p> <p>市は、本市に被害をもたらす大規模な地震に係る資料を収集するとともに、調査研究の充実、強化に努める。</p> <p>(1) 地震観測 県では地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和 63 年から随時地震計（27 か所）を設置し観測している。その後、観測網の充実・強化を図り迅速な初動体制の確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を収集する千葉県震度情報ネットワークシステムを平成 8 年度末に完成させ、観測を行っている。さらに平成 18 年度にはシステム機器の更新を行いサーバの二重化等による迅速・確実なデータ処理を図っている。</p>	<p>8 調査・研究（総務部、建設経済部）</p> <p>市は、本市に被害をもたらす大規模な地震に係る資料を収集するとともに、調査研究の充実、強化に努める。</p> <p>(1) 地震観測 県では地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和 63 年から随時地震計（強震計 12 か所、計測震度計 74 か所）を設置し観測している。その後、観測網の充実・強化を図り迅速な初動体制の確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を収集する千葉県震度情報ネットワークシステムを平成 8 年度末に完成させ、観測を行っている。さらに平成 18 年度にはシステム機器の更新を行いサーバの二重化等による迅速・確実なデータ処理を図っている。</p>	時点修正								
地震・津波-26	<p>1 津波浸水想定区域対策（総務部）</p> <p>市は、津波浸水想定区域から、迅速に避難できるようにするため、次のとおり対策を講じる。</p> <p>(1) 津波・高潮ハザードマップの作成・周知</p> <p>(2) 避難場所、津波避難ビル等の指定・整備 「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推</p>	<p>1 津波浸水想定区域対策（総務部）</p> <p>市は、津波浸水想定区域から、迅速に避難できるようにするため、次のとおり対策を講じる。</p> <p>(1) 富津市防災ハザードマップの作成・周知</p> <p>(2) 避難場所、津波避難ビル等の指定・整備 「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推</p>	用語等の修正 資料の追加による								

	進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などを参考に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所、津波避難ビル等の指定・整備に努める。	進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などを参考に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所、津波避難ビル（資料 2-4）等の指定・整備に努める。	修正
地震・津波-27	1 津波浸水想定区域対策（総務部） （4） 標高表示板 の設置 災害発生時に市民や地理に不慣れな観光客が迅速かつ安全に避難場所へ移動できるよう、 標高表示板 の設置を推進する。	1 津波浸水想定区域対策（総務部） （4） 海拔表示板 の設置 災害発生時に市民や地理に不慣れな観光客が迅速かつ安全に避難場所へ移動できるよう、 海拔表示板 の設置を推進する。	用語等の修正
地震・津波-27	3 津波情報受伝達体制の確立（総務部、消防本部、消防団） （3）海面監視、情報連絡 地震（震度 4 以上）を感じたとき、 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ を感じたとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報を発表した場合、市、防災関係機関、海水浴場管理者等は、相互協調のもとに役割分担を定めて、情報連絡体制の確立を図るものとする。	3 津波情報受伝達体制の確立（総務部、建設経済部、消防本部、消防団） （3）海面監視、情報連絡 地震（震度 4 以上）を感じたとき、 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ（長周期地震動階級 3 以上） を感じたとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報を発表した場合、市、防災関係機関、海水浴場管理者等は、相互協調のもとに役割分担を定めて、情報連絡体制の確立を図るものとする。	用語等の修正
地震・津波-28	（7）海岸線の情報伝達 海岸線付近の観光地、海水浴場等における津波警報の発表、避難指示等の情報伝達は、効果的に実施できるよう、緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メール等を活用した伝達体制を確立させるものとする。	（7）海岸線の情報伝達 海岸線付近の観光地、海水浴場等における津波警報の発表、避難指示等の情報伝達は、効果的に実施できるよう、緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メール等を活用した伝達体制を確立させるものとする。 なお、海水浴場の監視員等が津波警報等を旗で伝達する場合は、 津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗） を用いて実施するため、津波フラッグの普及・啓発に努める。	「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン（気象庁）策定による追記
地震・津波-28	4 津波避難体制の確立（全庁） （1） 避難指示（緊急） の発令 避難指示（緊急） の発令は、気象官署が発表する津波に関する防災気象情報（大津波・津波警報、津波注意報等）を基本とし、その発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに 避難指示（緊急） を発令し得る組織体制を確立する。 なお、 避難指示（緊急） に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に 避難指示（緊急） 等の内容について周知を図るものとする。 （略） ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるため、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告 の発令を検討する。	4 津波避難体制の確立（全庁） （1） 避難指示 の発令 避難指示 の発令は、気象官署が発表する津波に関する防災気象情報（大津波・津波警報、津波注意報等）を基本とし、その発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに 避難指示 を発令し得る組織体制を確立する。 なお、 避難指示 に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に 避難指示 等の内容について周知を図るものとする。 （略） ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるため、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、 高齢者等避難、避難指示 の発令を検討する。	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

地震・津波-29	<p>4 津波避難体制の確立（全庁）</p> <p>（2）行政機関の避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。</p>	<p>4 津波避難体制の確立（全庁）</p> <p>（2）行政機関の避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
地震・津波-33	<p>2 建築物の不燃化等の促進（建設経済部、消防本部）</p> <p>（2）屋根不燃化区域の指定</p> <p>防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p>	<p>2 建築物の不燃化等の促進（建設経済部、消防本部）</p> <p>（2）屋根不燃化区域の指定</p> <p>防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置を指導する。 また、併せて同法第23条の規定による外壁の延焼防止措置を指導する。</p>	用語等の修正
地震・津波-47	<p>1 一斉帰宅の抑制（総務部、建設経済部、教育部）</p> <p>（2）帰宅困難者等への情報提供</p> <p>（略）</p> <p>※ デジタルサイネージ： 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。</p>	<p>1 一斉帰宅の抑制（総務部、建設経済部、教育部）</p> <p>（2）帰宅困難者等への情報提供</p> <p>（略）</p> <p>※ デジタルサイネージ： 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。</p>	用語等の修正
地震・津波-50	<p>1 要配慮者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>（2）避難勧告等の情報伝達</p> <p>要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機、緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。</p>	<p>1 要配慮者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>（2）高齢者等避難等の情報伝達</p> <p>要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メール等を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
地震・津波-51	<p>1 要配慮者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>（5）避難施設等の整備</p> <p>（略）</p> <p>イ ミルク、哺乳瓶等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備</p>	<p>1 要配慮者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>（5）避難施設等の整備</p> <p>（略）</p> <p>イ ミルク、哺乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備</p>	用語等の修正

<p>地震・津波-52</p>	<p>2 避難行動要支援者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成等 (略)</p> <table border="1" data-bbox="409 359 1525 674"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿に掲載する者</td> <td> <p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者 ○要介護3以上の者 ○身体障害者程度等等級表1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 </td> </tr> <tr> <td>名簿の更新、提供方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○年2回（4月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要支援者名簿に掲載する者	<p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者 ○要介護3以上の者 ○身体障害者程度等等級表1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 	名簿の更新、提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回（4月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 	<p>2 避難行動要支援者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成等 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1578 359 2694 674"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿に掲載する者</td> <td> <p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ○要介護3以上の者 ○身体障害者手帳1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 </td> </tr> <tr> <td>名簿の更新、提供方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○年2回（3月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要支援者名簿に掲載する者	<p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ○要介護3以上の者 ○身体障害者手帳1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 	名簿の更新、提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回（3月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 	<p>該当要件の一部削除</p> <p>療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳と同様の表記に修正</p> <p>時点修正</p>
項目	内容														
避難行動要支援者名簿に掲載する者	<p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者 ○要介護3以上の者 ○身体障害者程度等等級表1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 														
名簿の更新、提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回（4月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 														
項目	内容														
避難行動要支援者名簿に掲載する者	<p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ○要介護3以上の者 ○身体障害者手帳1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者 														
名簿の更新、提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回（3月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。 														
<p>地震・津波-53</p>	<p>2 避難行動要支援者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>(4) 個別計画の策定</p> <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定に努める。</p> <p>個別計画には、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとし、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定するものとする。</p>	<p>2 避難行動要支援者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）</p> <p>(4) 個別避難計画の策定</p> <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定に努める。</p> <p>個別避難計画には、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとし、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定するものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p>												

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（総務部）

市は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄目標

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づき、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

◆備蓄品目と備蓄目標（参考値）

品目	算定式	目標量	備考
食料（一般向け）	2.12万人×70% ×2食×3日×0.694	62,000食	3～69歳人口比69.4%
食料（要配慮者）	2.12万人×70% ×2食×3日×0.306	27,000食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者人口比30.6%
飲料水	2.12万人×70% ×2本×3日	89,000本	ペットボトル
毛布	2.12万人×50% ×1枚	10,600枚	—
トイレ	2.12万人÷60 ×0.955	300基	簡易トイレ（60人に1基） 紙おむつ利用者を除いた人口比
生理用品	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.042	8,000枚	12～51歳女性人口比16.8% ÷4≒4.2%相当、1日6枚
紙おむつ（乳幼児）	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.017	3,200枚	0～3歳人口比1.7% 1日6枚
紙おむつ（大人） テープ型	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5,300枚	要介護3以上人口比2.8% パンツ1日2枚パット1日6枚 （セット）
紙おむつ（大人） 尿漏れパット	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5,300枚	

<参考>

ブルーシート （防水シート）	2.12万人÷300×50枚	3,500枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚
-------------------	----------------	--------	---------------------------

（注）現時点は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画（計画期間：平成25年度～平成28年度）」を参考に、備蓄品目と備蓄目標を参考値として設定

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（総務部）

市は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄目標

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づき、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

◆備蓄品目と備蓄目標（参考値）

品目	算定式	目標量	現物目標 （60%）	流通目標 （40%）	備考
食料（一般向け）	2.12万人×70% ×2食×3日×0.694	62,000食	37,200食	24,800食	3～69歳人口比69.4%
食料（要配慮者）	2.12万人×70% ×2食×3日×0.306	27,000食	16,200食	10,800食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者人口比30.6%
飲料水	2.12万人×70% ×2本×3日	89,000本	53,400本	35,600本	ペットボトル
毛布	2.12万人×50% ×1枚	10,600枚	6,360枚	4,240枚	—
トイレ	2.12万人÷60 ×0.955	300基	180基	120基	簡易トイレ（60人に1基） 紙おむつ利用者を除いた人口比
生理用品	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.042	8,000枚	4,800枚	3,200枚	12～51歳女性人口比16.8% ÷4≒4.2%相当、1日6枚
紙おむつ（乳幼児）	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.017	3,200枚	1,920枚	1,280枚	0～3歳人口比1.7% 1日6枚
紙おむつ（大人） テープ型	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5,300枚	3,180枚	2,120枚	要介護3以上人口比2.8% パンツ1日2枚パット1日6枚 （セット）
紙おむつ（大人） 尿漏れパット	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5,300枚	3,180枚	2,120枚	

<参考>

ブルーシート （防水シート）	2.12万人÷300×50枚	3,500枚	2,100枚	1,400枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚
-------------------	----------------	--------	--------	--------	---------------------------

（注）現時点は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画（計画期間：平成25年度～平成28年度）」を参考に、備蓄品目と備蓄目標を参考値として設定

（注）流通による備蓄目標（40%）の内訳は、千葉県10%、総務省消防庁10%を支援物資として確保し、協定締結先等からの応援物資として備蓄目標の20%を確保できるよう協定締結に努める。

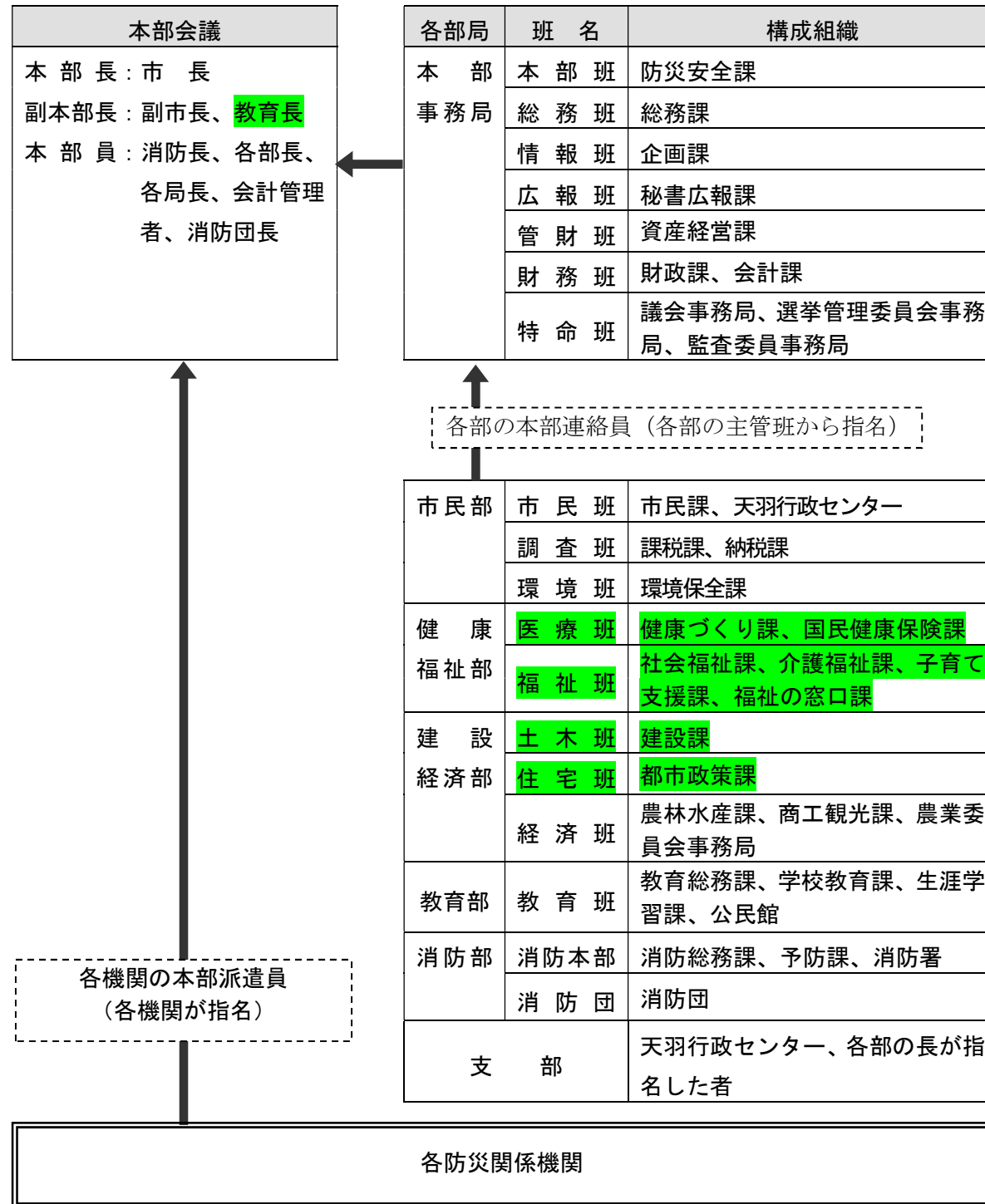
「現物」、
「流通」
による目
標量の追
加

<p>地震・津波-59</p>	<p>1 防災備蓄倉庫の整備（総務部）</p> <p>市は、震災時における防災用資機材等の円滑な供給の確保を図るため、市内に防災備蓄倉庫を設置しており、その整備状況は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="403 323 1501 695"> <thead> <tr> <th>防災備蓄倉庫名</th> <th>所在地</th> <th>鍵の保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津市総合防災備蓄倉庫</td> <td>富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)</td> <td>本庁、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>富津地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市青木 1595-6</td> <td>本庁、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>大佐和地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市小久保 3016-1</td> <td>本庁、大貫連絡所、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>天羽地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市湊 296-5</td> <td>本庁、消防署天羽分署</td> </tr> <tr> <td>環南地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市志駒 1189 (旧環南小学校)</td> <td>本庁、消防署天羽分署、消防団 11 分団</td> </tr> <tr> <td>関豊地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市豊岡 1432-1 (天羽養護老人ホーム)</td> <td>本庁、消防署天羽分署、消防団 12 分団</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災資機材の整備（総務部、消防本部）</p> <p>市は、震災に備え、必要な防災用資機材の備蓄を行っており、備蓄品目、数量、備蓄場所等については今後とも適宜検討を行うこととする。各倉庫に備蓄している備蓄品の種類は資料 3-1 のとおりである。</p> <p>なお、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報機能」及び国による「物資調達・輸送調整等支援システム」により、県、市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。</p>	防災備蓄倉庫名	所在地	鍵の保管場所	富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、消防署本署	富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署	大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、大貫連絡所、消防署本署	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5	本庁、消防署天羽分署	環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、消防署天羽分署、消防団 11 分団	関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (天羽養護老人ホーム)	本庁、消防署天羽分署、消防団 12 分団	<p>1 防災備蓄倉庫の整備（総務部、健康福祉部）</p> <p>市は、震災時における防災用資機材等の円滑な供給の確保及び避難所となる学校施設等の収容人数を考慮した備蓄量の確保を図るため、市内に防災備蓄倉庫を設置しており、その整備状況は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1543 359 2689 961"> <thead> <tr> <th>防災備蓄倉庫名</th> <th>所在地</th> <th>鍵の保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津市総合防災備蓄倉庫</td> <td>富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)</td> <td>本庁、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>富津地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市青木 1595-6</td> <td>本庁、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>大佐和地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市小久保 3016-1</td> <td>本庁、中央公民館、消防署本署</td> </tr> <tr> <td>天羽地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市湊 296-5</td> <td>本庁、消防署天羽分署</td> </tr> <tr> <td>環地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市上後 328 (環小学校)</td> <td>環小学校</td> </tr> <tr> <td>環南地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市志駒 1189 (旧環南小学校)</td> <td>本庁、消防団 11 分団、旧環南小学校</td> </tr> <tr> <td>関豊地区防災備蓄倉庫</td> <td>富津市豊岡 1432-1 (わかあゆの郷)</td> <td>本庁、消防団 12 分団、わかあゆの郷</td> </tr> <tr> <td>一般避難所用防災備蓄倉庫</td> <td>富津市下飯野 1283-1 (富津中学校)</td> <td>富津中学校</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所用防災備蓄倉庫</td> <td>富津市岩坂 487-5 (カナリエ)</td> <td>本庁、地域交流支援センター「カナリエ」</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災資機材の整備（総務部、消防本部）</p> <p>市は、震災に備え、必要な防災用資機材の備蓄を行っており、備蓄品目、数量、備蓄場所等については今後とも適宜検討を行うこととする。各倉庫に備蓄している備蓄品の種類は資料 3-1 のとおりである。</p> <p>なお、国による「物資調達・輸送調整等支援システム」により、県、市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。</p>	防災備蓄倉庫名	所在地	鍵の保管場所	富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、消防署本署	富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署	大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、中央公民館、消防署本署	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5	本庁、消防署天羽分署	環地区防災備蓄倉庫	富津市上後 328 (環小学校)	環小学校	環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、消防団 11 分団、旧環南小学校	関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (わかあゆの郷)	本庁、消防団 12 分団、わかあゆの郷	一般避難所用防災備蓄倉庫	富津市下飯野 1283-1 (富津中学校)	富津中学校	福祉避難所用防災備蓄倉庫	富津市岩坂 487-5 (カナリエ)	本庁、地域交流支援センター「カナリエ」	<p>時点修正 用語等の修正</p>
防災備蓄倉庫名	所在地	鍵の保管場所																																																				
富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、消防署本署																																																				
富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署																																																				
大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、大貫連絡所、消防署本署																																																				
天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5	本庁、消防署天羽分署																																																				
環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、消防署天羽分署、消防団 11 分団																																																				
関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (天羽養護老人ホーム)	本庁、消防署天羽分署、消防団 12 分団																																																				
防災備蓄倉庫名	所在地	鍵の保管場所																																																				
富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、消防署本署																																																				
富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署																																																				
大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、中央公民館、消防署本署																																																				
天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5	本庁、消防署天羽分署																																																				
環地区防災備蓄倉庫	富津市上後 328 (環小学校)	環小学校																																																				
環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、消防団 11 分団、旧環南小学校																																																				
関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (わかあゆの郷)	本庁、消防団 12 分団、わかあゆの郷																																																				
一般避難所用防災備蓄倉庫	富津市下飯野 1283-1 (富津中学校)	富津中学校																																																				
福祉避難所用防災備蓄倉庫	富津市岩坂 487-5 (カナリエ)	本庁、地域交流支援センター「カナリエ」																																																				
<p>地震・津波-60</p>	<p>3 防災資機材の管理（総務部、消防本部）</p> <p>防災備蓄品の管理は原則として防災を主管する課で行うものであるが、多種多様にわたる備蓄品を有事の際有効的に活用するには、実際に使用する者が把握していなければならない。このため市は、現場サイドの消防や水道関係の職員を主に、年間計画により取扱等の訓練を実施するとともに、機械類（別表）の点検を消防本部において実施する。</p>	<p>3 防災資機材の管理（総務部、消防本部）</p> <p>防災備蓄品の管理は原則として防災を主管する課で行うものであるが、多種多様にわたる備蓄品を有事の際有効的に活用するには、実際に使用する者が把握していなければならない。このため市は、現場サイドの消防や水防関係の職員を主に、年間計画により取扱等の訓練を実施するとともに、機械類（別表）の点検を消防本部において実施する。</p>	<p>用語等の修正</p>																																																			
<p>地震・津波-60</p>	<p>(3) 備蓄品異動の通報 総務部長は、備蓄品に異動があった場合は、消防長に通報しなければならない。</p>	<p>(3) 備蓄品移動の通報 総務部長は、備蓄品に移動があった場合は、消防長に通報しなければならない。</p>	<p>用語等の修正</p>																																																			
<p>地震・津波-62</p>	<p>6 避難所開設・運営体制の整備（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部）</p> <p>避難所の開設・運営及び避難所職員配備計画（第3章 第1節の2(12)参照）を適切かつ円滑に運用するため、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県）」等を参考にした「富津市避難所運営マニュアル」により、施設ごとの避難所開設・運営要領（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所開設・運営担当職員の職員及び避難所直行職員への避難所開設・運営訓練（貸与する鍵の適切な管理等を含む。）等を推進する。</p>	<p>6 避難所開設・運営体制の整備（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部）</p> <p>避難所の開設・運営及び避難所職員配備計画（第3章 第1節の2(12)参照）を適切かつ円滑に運用するため、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県）」等を参考にした「富津市避難所運営マニュアル」により、施設ごとの避難所開設・運営要領（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所開設・運営担当職員への避難所開設・運営訓練（貸与する鍵の適切な管理等を含む。）等を推進する。</p>	<p>避難所直行職員制度の廃止に伴う修正</p>																																																			

	(略) その他、区（自治会）、自主防災組織、PTA 等と連携して、 避難所運営協議会 の組織化を推進し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。	(略) その他、区（自治会）、自主防災組織、PTA 等と連携して、 避難所運営委員会 の組織化を推進し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。	国の標記に合わせるため修正
地震・津波-62	7 防災拠点施設の整備（総務部、消防本部） (1) 災害対策本部機能の強化 (略) また、中枢機能となる本部会議室や災害対策本部事務局室を効果的に運用するため、本庁舎 302・303 会議室 への情報コンセントや各種事務機器の配備計画を推進する。	7 防災拠点施設の整備（総務部、消防本部） (1) 災害対策本部機能の強化 (略) また、中枢機能となる本部会議室や災害対策本部事務局室を効果的に運用するため、本庁舎 302 会議室 への情報コンセントや各種事務機器の配備計画を推進する。	市役所本庁舎配置図の変更による修正
地震・津波-65	2 業務継続計画の策定等（全庁） (1) 業務継続計画の策定 オ 重要な行政データのバックアップ ○業務の遂行上に必要となる重要な行政データの特定及び 同時被災しないための保管方法	2 業務継続計画の策定等（全庁） (1) 業務継続計画の策定 オ 重要な行政データのバックアップ ○業務の遂行上に必要となる重要な行政データの特定及び 同時被災しないための保管方法	用語等の修正
地震・津波-65	2 業務継続計画の策定等（全庁） (2) 業務継続に必要な資源の確保・配分 非常時優先業務に必要な人員や 資器材等 を必要な場所に的確に投入するため、事前の準備体制や事後の対応力の強化を図る。	2 業務継続計画の策定等（全庁） (2) 業務継続に必要な資源の確保・配分 非常時優先業務に必要な人員や 資機材等 を必要な場所に的確に投入するため、事前の準備体制や事後の対応力の強化を図る。	用語等の修正
地震・津波-66	1 災害対策本部設置前の初動体制（全庁） (1) 第1 配備 市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき、又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したときには、 防災安全課及び関係課等は、次の措置を講じる。	1 災害対策本部設置前の初動体制（全庁） (1) 第1 配備 市内で震度4若しくは長周期地震動階級3以上を観測したとき又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したときは、 防災安全課及び関係課等は、次の措置を講じる。	緊急地震速報の発表基準（気象庁）の変更による修正
地震・津波-67	2 富津市災害対策本部体制（全庁） (略) なお、市長が不在等の場合は、次の順位で本部長の職務を代行する。 ◆本部長の職務代行順位 第1 順位：副市長 第2 順位： 教育長 第3 順位： 総務部長	2 富津市災害対策本部体制（全庁） (略) なお、市長が不在等の場合は、次の順位で本部長の職務を代行する。 ◆本部長の職務代行順位 第1 順位 副市長 第2 順位 総務部長 第3 順位以降 第3 順位以降は富津市行政組織条例の機構順に企画政策部長及び各部長とする	「富津市長職務代理規則」に基づき修正

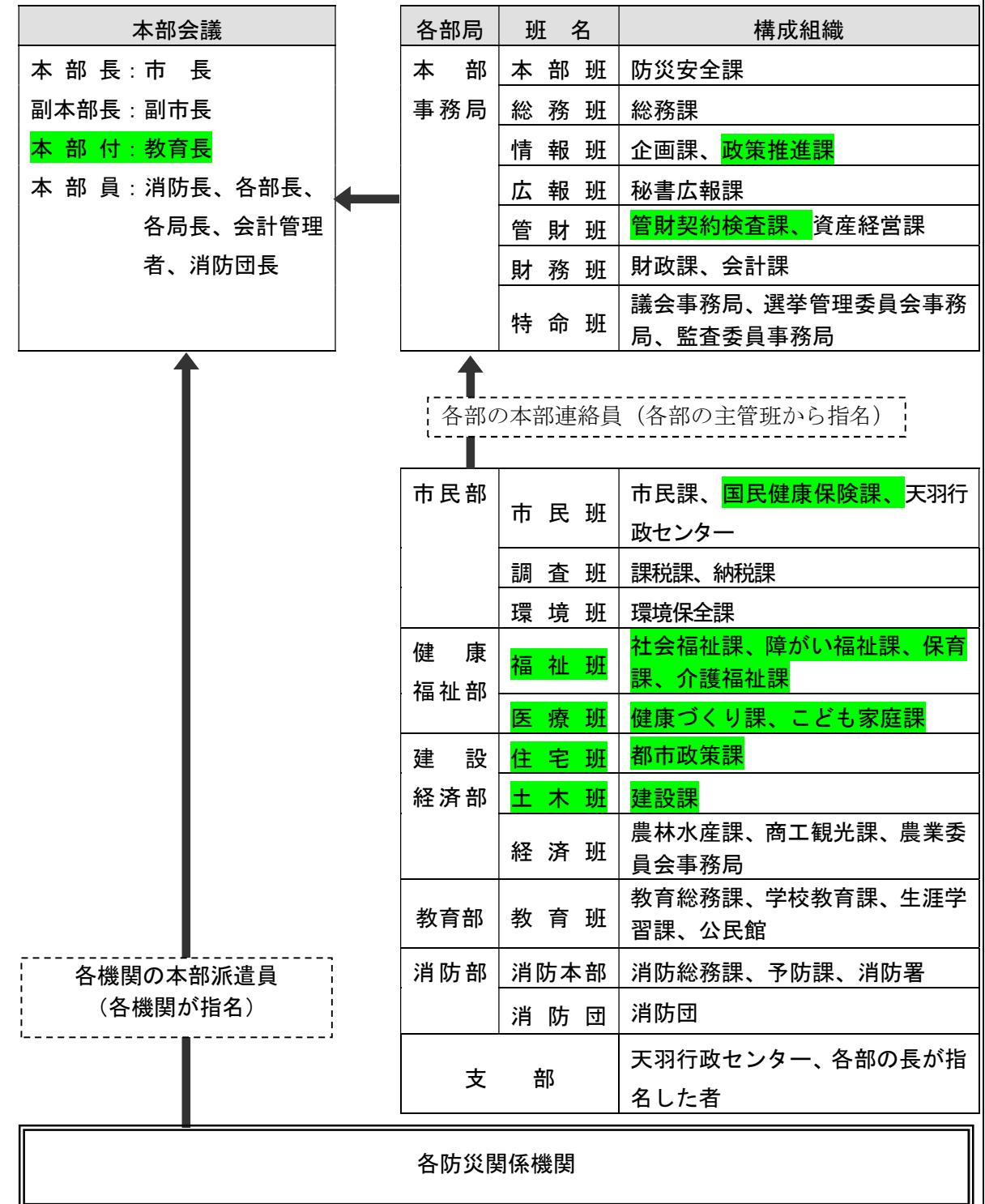
2 富津市災害対策本部体制（全庁）

(11) 市対策本部組織編制表
ア 市対策本部の組織編制



2 富津市災害対策本部体制（全庁）

(11) 市対策本部組織編制表
ア 市対策本部の組織編制



本部長の職務代行順位の変更に伴い教育長を「副本部長」から「本部付」へ変更
 富津市行政組織条例の改正に伴う修正
 主管班の変更（主管班と部の庶務担当課を同一にするため）

2 富津市災害対策本部体制（全庁）

(11) 市対策本部組織編制表
イ 事務分掌

◆各部共通事務

	所 掌 事 務
各部主管班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内の情報収集と集約に関する事。 ● 部内への指令等の伝達に関する事。 ● 部内の総合調整に関する事。 ● 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 ● 本部事務局との調整に関する事。 ● 本部事務局への報告（定時・臨時）に関する事。
各部・各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関する事。 ● 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 ● 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関する事。 ● 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 ● 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事。 ● 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力 ◎ 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事。 ◎ 避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）

◆本部事務局（局長：総務部長）

班 名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災安全課 （兼務職員含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部会議等の庶務に関する事。 ● 被害状況・応急対策実施状況の総括に関する事。 ● 地震・津波・気象情報等の収集に関する事。 ● 避難勧告等の発令に関する事。 ● 防災行政無線の通信統制に関する事。 ● 各部との連絡、調整に関する事。
総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の動員及び配備調整に関する事。 ● 避難所派遣職員のローテーションに関する事。 ● 職員の安否、勤務状況の確認に関する事。 ● 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関する事。 ● 上下水道事業者との連絡調整に関する事。 ● 自衛隊の災害派遣要請部隊の受入に関する事。 ◎ 災害対策従事者（職員等）の給食、健康管理に関する事。
情報班	企画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通報等の受信、記録に関する事。 ● 各部及び関係機関からの各種情報（避難所の情報含む。）の収集と集約に関する事。 ○ 災害復興計画の策定に関する事。

2 富津市災害対策本部体制（全庁）

(11) 市対策本部組織編制表
イ 事務分掌

◆各部共通事務

	所 掌 事 務
各部主管班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内の情報収集と集約に関する事。 ● 部内への指令等の伝達に関する事。 ● 部内の総合調整に関する事。 ● 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 ● 本部事務局との調整に関する事。 ● 本部事務局への報告（定時・臨時）に関する事。
各部・各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設・運営に関する事（消防部を除く。） ● 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関する事。 ● 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 ● 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関する事。 ● 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 ● 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事。 ● 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力 ◎ 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事。 ◎ 避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）

◆本部事務局（局長：総務部長）

班 名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災安全課 （兼務・併任職員含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部会議等の庶務に関する事。 ● 被害状況・応急対策実施状況の総括に関する事。 ● 地震・津波・気象情報等の収集に関する事。 ● 避難指示等の発令に関する事。 ● 防災行政無線の通信統制に関する事。 ● 各部との連絡、調整に関する事。
総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の動員及び配備調整に関する事。 ● 避難所派遣職員のローテーションに関する事。 ● 職員の安否、勤務状況の確認に関する事。 ● 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関する事。 ● 自衛隊の災害派遣要請部隊の受入に関する事。 ◎ 災害対策従事者（職員等）の給食、健康管理に関する事。
情報班	企画課 政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通報等の受信、記録に関する事。 ● 各部及び関係機関からの各種情報（避難所の情報含む。）の収集と集約に関する事。 ● 上下水道事業者との連絡調整に関する事。 ○ 災害復興計画の策定に関する事。

避難所開設基本方針の変更に伴う修正

富津市行政組織条例の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

地震・津波-70	広報班	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害記録の総括に関する事。 ● 災害広報及び報道機関との連絡調整に関する事。 ○ 災害視察者等の対応に関する事。 	広報班	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害記録の総括に関する事。 ● 災害広報及び報道機関との連絡調整に関する事。 ○ 災害視察者等の対応に関する事。
	管財班	資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（旧学校）の開設・運営に関する事。 ● 災害対策本部室の設置に関する事。 ● 市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車両の確保に関する事。 ● 災害対策に伴う物品、燃料の確保、災害対策用の車両及び拠点施設等への供給に関する事。 ◎ 市有財産の被害状況のとりまとめに関する事。 	管財班	管財契約検査課 資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（旧学校）の開設・運営に関する事。 ● 災害対策本部室の設置に関する事。 ● 市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車両の確保に関する事。 ● 災害対策に伴う物品、燃料の確保、災害対策用の車両及び拠点施設等への供給に関する事。 ◎ 市有財産の被害状況のとりまとめに関する事。
	財務班	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 各班の帳簿のとりまとめ（災害救助法様式）に関する事。 ◎ 災害関係の予算及び資金調達に関する事。 ◎ 義援金の受付・保管に関する事。 	財務班	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 各班の帳簿のとりまとめ（災害救助法様式）に関する事。 ◎ 災害関係の予算及び資金調達に関する事。 ◎ 義援金の受付・保管に関する事。
	特命班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会との連絡調整に関する事。 ● 本部長の特命事項に関する事。 	特命班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会との連絡調整に関する事。 ● 本部長の特命事項に関する事。
	◆市民部（部長：市民部長）			◆市民部（部長：市民部長）		
	班名	構成組織	所掌事務	班名	構成組織	所掌事務
	市民班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 区長への協力依頼、連絡、調整に関する事。 ● 避難所（集会所、コミュニティセンター）の開設・運営に関する事。 ● 被災者、避難者情報のとりまとめに関する事。 ● 要配慮者（外国人）の支援に関する事。 ◎ 災害相談総合窓口の設置、運営に関する事。 ◎ 災害ボランティアに関する事。 	市民班	市民課 国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ● 区長への協力依頼、連絡、調整に関する事。 ● 避難所（集会所、コミュニティセンター）の開設・運営に関する事。 ● 被災者、避難者情報のとりまとめに関する事。 ● 要配慮者（外国人）の支援に関する事。 ◎ 災害相談総合窓口の設置、運営に関する事。 ◎ 災害ボランティアに関する事。
		天羽行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内の各種情報の収集と集約、本部事務局への報告に関する事。 ● 地区内の広報、災害相談等の支援に関する事。 		天羽行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内の各種情報の収集と集約、本部事務局への報告に関する事。 ● 地区内の広報、災害相談等の支援に関する事。
	調査班	課税課、納税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信の途絶や甚大な被害等で災害初期に状況が不明な地区の被害状況調査に関する事。 ◎ 被害家屋認定調査に関する事。 ◎ 罹災証明書及び被災証明書の発行に関する事。 ○ 固定資産税等の減免に関する事。 	調査班	課税課 納税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信の途絶や甚大な被害等で災害初期に状況が不明な地区の被害状況調査に関する事。 ◎ 被害家屋認定調査に関する事。 ◎ 罹災証明書及び被災証明書の発行に関する事。 ○ 固定資産税等の減免に関する事。
	環境班	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の処置、埋火葬に関する事。 ● 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関する事。 ◎ 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に関する事。 ◎ 被災動物（ペット含む。）対策に関する事。 ◎ 防疫（消毒）に関する事。 ◎ 災害廃棄物の収集・処理に関する事。 	環境班	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の処置、埋火葬に関する事。 ● 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関する事。 ◎ 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に関する事。 ◎ 被災動物（ペット含む。）対策に関する事。 ◎ 防疫（消毒）に関する事。 ◎ 災害廃棄物の収集・処理に関する事。

◆健康福祉部（部長：健康福祉部長）

班名	構成組織	所掌事務
医療班	健康づくり課 国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・救護に関すること。 ● 要配慮者（妊産婦）の支援に関すること。 ◎ 防疫（保健衛生）に関すること。
福祉班	社会福祉課 介護福祉課 子育て支援課 福祉の窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児）の支援に関すること。 ● 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ● 避難所（保育所、老人憩の家等）の開設・運営に関すること。 ◎ 応急保育に関すること。 ◎ 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の配分・支給、災害救護資金の貸付に関すること。

◆建設経済部（部長：建設経済部長）

班名	構成組織	所掌事務
土木班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ● 緊急輸送道路の確保に関すること。 ● 水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関すること。
住宅班	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 ● 避難所（市民ふれあい公園内ビジターセンター）の開設・運営に関すること。 ◎ 災害救助法による被災家屋の応急修理、住居障害物除去等に関すること。 ◎ 応急仮設住宅の確保、管理に関すること。 ◎ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関すること。
経済班	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品及び生活必需物資の調達並びに避難所等への供給に関すること。 ● ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害防止に関すること。 ● 避難所（市民の森広場管理棟）の開設・運営に関すること。 ● 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関すること。 ◎ 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧に関すること。

◆健康福祉部（部長：健康福祉部長）

班名	構成組織	所掌事務
福祉班	社会福祉課 障がい福祉課 保育課 介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者（高齢者、障がい者）の支援に関すること。 ● 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ● [REDACTED] ◎ 応急保育に関すること。 ◎ 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の配分・支給、災害救護資金の貸付に関すること。
医療班	健康づくり課 こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・救護に関すること。 ● 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の支援に関すること。 ◎ 防疫（保健衛生）に関すること。

◆建設経済部（部長：建設経済部長）

班名	構成組織	所掌事務
住宅班	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 ● [REDACTED] ● 下水道事業者との連絡調整に関すること。 ◎ 災害救助法による被災家屋の応急修理、住居障害物除去等に関すること。 ◎ 応急仮設住宅の確保、管理に関すること。 ◎ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関すること。
土木班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ● 緊急輸送道路の確保に関すること。 ● 水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関すること。
経済班	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品及び生活必需物資の調達並びに避難所等への供給に関すること。 ● ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害防止に関すること。 ● [REDACTED] ● 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関すること。 ◎ 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧に関すること。

主管班の変更（主管班と部の庶務担当課を同一にするため）

福祉班及び医療班の構成組織の変更

地震・津波-71	<p>◆教育部（部長：教育部長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>構成組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育班</td> <td>教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（学校、公民館等）の開設・運営に関すること。 ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	構成組織	所掌事務	教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（学校、公民館等）の開設・運営に関すること。 ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 	<p>◆教育部（部長：教育部長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>構成組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育班</td> <td>教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● [] ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	構成組織	所掌事務	教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● [] ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 											
班名	構成組織	所掌事務																							
教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（学校、公民館等）の開設・運営に関すること。 ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 																							
班名	構成組織	所掌事務																							
教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● [] ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力（学校調理場・器具の提供等）に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 																							
地震・津波-72	<p>◆消防部（部長：消防長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>構成組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防総務課 予防課 消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	構成組織	所掌事務	消防本部	消防総務課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 	消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 	<p>◆消防部（部長：消防長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>構成組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防総務課 予防課 消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>◆支部（責任者：天羽行政センター所長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天羽行政センター 各部の長が指名した者</td> <td>各部共通事務を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	構成組織	所掌事務	消防本部	消防総務課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 	消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 	構成組織	所掌事務	天羽行政センター 各部の長が指名した者	各部共通事務を準用する。	組織編制上の「支部」の追加
班名	構成組織	所掌事務																							
消防本部	消防総務課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 																							
消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 																							
班名	構成組織	所掌事務																							
消防本部	消防総務課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。 																							
消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 																							
構成組織	所掌事務																								
天羽行政センター 各部の長が指名した者	各部共通事務を準用する。																								
地震・津波-72	<p>2 富津市災害対策本部体制（全庁）</p> <p>(12) 避難所職員配備計画 夜間、休日等において地震により大規模な災害が発生した場合に備え、総務部長は避難所職員配備計画を定めるものとする。本計画は、毎年度見直しを行い、その都度避難所ごとに職員を指名（「避難所直行職員」という。）して避難所の鍵の貸与等を行うものとする。</p>	<p>2 富津市災害対策本部体制（全庁）</p> <p>(12) 避難所開設担当職員 日中、夜間、休日等において地震等により大規模な災害が発生した場合に備え、各部局長等は割り振られた避難所施設を開設・運営できるよう、避難所開設担当職員の選定及び班編成を毎年度行い、災害対応にあたるものとする。</p>	避難所開設基本方針の変更に伴う修正																						

地震・津波-73	3 職員の配備体制（全庁）					用語等の修正											
	(1) 市災害対策本部設置前の配備基準																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備</td> <td>①市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき。 ②気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】</td> <td>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</td> <td>総務課、防災安全課、秘書広報課、農林水産課、商工観光課、建設課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>①市内で震度5弱を記録したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。</td> <td>第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</td> <td>第1配備に加え、企画課、財政課、課税課、市民課、社会福祉課、都市政策課、環境保全課、健康づくり課、教育部のうち教育長が指定する課</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	第1配備	①市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき。 ②気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課、防災安全課、秘書広報課、農林水産課、商工観光課、建設課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課	第2配備	①市内で震度5弱を記録したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、企画課、財政課、課税課、市民課、社会福祉課、都市政策課、環境保全課、健康づくり課、教育部のうち教育長が指定する課				
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等														
第1配備	①市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき。 ②気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課、防災安全課、秘書広報課、農林水産課、商工観光課、建設課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課														
第2配備	①市内で震度5弱を記録したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、企画課、財政課、課税課、市民課、社会福祉課、都市政策課、環境保全課、健康づくり課、教育部のうち教育長が指定する課														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備</td> <td>①市内で震度4を観測したとき。【自動配備】 ②市内で長周期地震動階級3以上を観測したとき。【自動配備】 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】</td> <td>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</td> <td>総務課、防災安全課、秘書広報課、建設課、農林水産課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課</td> </tr> <tr> <td>2配備</td> <td>①市内で震度5弱を観測したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。</td> <td>第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</td> <td>第1配備に加え、庁議構成員、財政課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、市民課、課税課、環境保全課、社会福祉課、健康づくり課、都市政策課、商工観光課、教育部のうち教育長が指定する課、各部の連絡員</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	第1配備	①市内で震度4を観測したとき。【自動配備】 ②市内で長周期地震動階級3以上を観測したとき。【自動配備】 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課、防災安全課、秘書広報課、建設課、農林水産課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課	2配備	①市内で震度5弱を観測したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、庁議構成員、財政課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、市民課、課税課、環境保全課、社会福祉課、健康づくり課、都市政策課、商工観光課、教育部のうち教育長が指定する課、各部の連絡員				
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等														
第1配備	①市内で震度4を観測したとき。【自動配備】 ②市内で長周期地震動階級3以上を観測したとき。【自動配備】 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課、防災安全課、秘書広報課、建設課、農林水産課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課														
2配備	①市内で震度5弱を観測したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、庁議構成員、財政課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、市民課、課税課、環境保全課、社会福祉課、健康づくり課、都市政策課、商工観光課、教育部のうち教育長が指定する課、各部の連絡員														
	<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。</p> <p>※本部事務局には、連絡のみ行う。</p>																
	<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。</p> <p>※本部事務局には、連絡のみ行う。</p>																

地震・津波-74	(2) 市対策本部設置後の配備基準				(2) 市対策本部設置後の配備基準				用語等の修正
	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	
	第3配備	<p>①市内で震度5強を記録したとき。 【自動配備】</p> <p>②気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に大津波警報を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>④内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>⑤以下の(1)又は(2)に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長が必要と認めたとき。 (1)特に大きな被害が発生したとき。 (2)大規模な停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各部長等が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	第3配備	<p>①市内で震度5強を観測したとき。 【自動配備】</p> <p>②気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に大津波警報を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>④内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき。 【自動配備】</p> <p>⑤以下の(1)又は(2)に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長が必要と認めたとき。 (1)特に大きな被害が発生したとき。 (2)大規模な停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各部長等が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	
	第4配備	<p>①市内で震度6弱を記録したとき。 【自動配備】</p> <p>②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。</p>	<p>第3配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各部長等が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	第4配備	<p>①市内で震度6弱を観測したとき。 【自動配備】</p> <p>②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。</p>	<p>第3配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各部長等が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	
	第5配備	<p>①市内で震度6強以上を記録したとき。 【自動配備】</p> <p>②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	第5配備	<p>①市内で震度6強以上を観測したとき。 【自動配備】</p> <p>②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部を構成するすべての機関</p>	

	<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>	<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>																															
地震・津波-75	<p>4 職員の動員（全庁）</p> <p>（4）自動配備による参集（略）</p> <p>また、夜間、休日等において震度5強以上の地震が発生した場合、本節2(12)に定める「避難所職員配備計画」によりあらかじめ指定された職員は、自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ直行して避難所を開設する。</p>	<p>4 職員の動員（全庁）</p> <p>（4）自動配備による参集（略）</p> <p>また、震度5弱以上の地震が発生した場合、本節2(12)に定める避難所開設担当職員としてあらかじめ選定及び班編成された職員は、日中においては執務室及び来庁者の、夜間、休日等においては自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ向かい避難所を開設する。</p>	避難所開設基本方針の改正に伴う修正																														
地震・津波-77	<p>6 災害救助法の適用（全庁）</p> <p>（2）被災世帯の算定</p> <p>ア 被災世帯の算定基準</p> <p>住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。</p> <p>◆被災世帯の算定基準</p> <table border="1"> <tr> <td>住家滅失 1世帯</td> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊（半焼）住家</td> <td>2世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家</td> <td>3世帯</td> </tr> </table> <p>イ 住家滅失の認定</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。</p> <p>被害滅失、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月内閣府（防災担当）」によるが、住家被害の概要については、以下の表のとおりである。</p> <p>◆住家被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家が滅失したもの</td> <td>居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので</td> </tr> <tr> <td>住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの</td> <td>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので</td> </tr> </tbody> </table>	住家滅失 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯		半壊（半焼）住家	2世帯		床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯	被害の区分	認定の基準	住家が滅失したもの	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので	住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので	<p>6 災害救助法の適用（全庁）</p> <p>（2）被災世帯の算定</p> <p>ア 被災世帯の算定基準</p> <p>住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。</p> <p>◆被災世帯の算定基準</p> <table border="1"> <tr> <td>住家滅失 1世帯</td> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家</td> <td>2世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家</td> <td>3世帯</td> </tr> </table> <p>（注）床下浸水、一部損壊（準半壊等）は換算しない。</p> <p>イ 住家滅失の認定</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。</p> <p>被害滅失、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当）」によるが、住家被害の概要については、以下の表のとおりである。</p> <p>◆住家被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家が滅失したもの （全壊、全焼又は流失）</td> <td>居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので</td> </tr> <tr> <td>住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの （半壊又は半焼）</td> <td>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又は</td> </tr> </tbody> </table>	住家滅失 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯		半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家	2世帯		床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯	被害の区分	認定の基準	住家が滅失したもの （全壊、全焼又は流失）	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので	住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの （半壊又は半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又は	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）の改正に伴う修正
住家滅失 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯																															
	半壊（半焼）住家	2世帯																															
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯																															
被害の区分	認定の基準																																
住家が滅失したもの	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので																																
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので																																
住家滅失 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯																															
	半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家	2世帯																															
	床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯																															
被害の区分	認定の基準																																
住家が滅失したもの （全壊、全焼又は流失）	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので																																
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの （半壊又は半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又は																																

	<p>住家の床上浸水 土砂の堆積等</p> <p>住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 住家とは現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取り使われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家として取り扱う。 世帯とは生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	<p>その住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。</p> <p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（準半壊）</p> <p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の10%以上20%未満のもの</p> <p>住家の床上浸水 土砂竹木の堆積等</p> <p>住家が床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 住家とは現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取り使われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家として取り扱う。 世帯とは生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>																	
地震・津波-79	<p>6 災害救助法の適用（全庁）</p> <p>(4) 救助の実施 ア 実施機関 災害救助法による救助は、知事が行い（法定委託事務）、市長がこれを補助する。</p>	<p>6 災害救助法の適用（全庁）</p> <p>(4) 救助の実施 ア 実施機関 災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。</p>	用語等の修正																
地震・津波-85	<p>(1) 情報等の発表 ア 地震情報【富津市の地域名称：「千葉県南部」】</p> <table border="1" data-bbox="415 1417 1519 1822"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報</td> <td>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。	震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。	震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	<p>(1) 情報等の発表 ア 地震情報【富津市の地域名称：「千葉県南部」】</p> <table border="1" data-bbox="1581 1417 2686 1822"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報</td> <td>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。	震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。	震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	用語等の修正
種類	内容																		
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。																		
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。																		
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。																		
種類	内容																		
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。																		
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。																		
震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。																		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="415 170 623 472">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="623 170 1528 472"> <p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 472 623 651">各地の震度に関する情報</td> <td data-bbox="623 472 1528 651"> <p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 651 623 724">推計震度分布図</td> <td data-bbox="623 651 1528 724"> <p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 724 623 945">遠地地震に関する情報</td> <td data-bbox="623 724 1528 945"> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 945 623 1018">その他の情報</td> <td data-bbox="623 945 1528 1018"> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74か所）、気象庁（20か所）、防災科学技術研究所（11か所）、千葉市（5か所）、松戸市（1か所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。</p>	震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	各地の震度に関する情報	<p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p>	推計震度分布図	<p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1573 170 1780 472">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="1780 170 2700 472"> <p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 472 1780 651">各地の震度に関する情報</td> <td data-bbox="1780 472 2700 651"> <p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 651 1780 724">推計震度分布図</td> <td data-bbox="1780 651 2700 724"> <p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 724 1780 829">長周期地震動に関する観測情報</td> <td data-bbox="1780 724 2700 829"> <p>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 829 1780 1050">遠地地震に関する情報</td> <td data-bbox="1780 829 2700 1050"> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1050 1780 1123">その他の情報</td> <td data-bbox="1780 1050 2700 1123"> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74か所）、気象庁（20か所）、防災科学技術研究所（11か所）、千葉市（4か所）、松戸市（1か所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。</p>	震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	各地の震度に関する情報	<p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p>	推計震度分布図	<p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>	長周期地震動に関する観測情報	<p>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</p>	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>	
震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 																								
各地の震度に関する情報	<p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p>																								
推計震度分布図	<p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>																								
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 																								
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>																								
震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 																								
各地の震度に関する情報	<p>震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p>																								
推計震度分布図	<p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>																								
長周期地震動に関する観測情報	<p>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</p>																								
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 																								
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>																								
地震・津波-89	<p>◆津波警報等伝達系統</p> <p>千葉県 防災危機管理部 危機管理課</p> <p>3 銚子地方気象台から県庁への伝達は「気象庁防災情報提供システム」等により行う。</p>	<p>◆津波警報等伝達系統</p> <p>千葉県 防災危機管理部 防災対策課</p> <p>3 銚子地方気象台から県庁への伝達は「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。</p>	時点修正																						
地震・津波-92	<p>4 被害状況の報告、通報（本部班、消防本部）</p> <p>(3) 被害状況等の報告 収集・集約した被害状況等を千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は千葉県防災行政無線により県（危機管理課）へ報告する（資料1-3） (略)</p> <p>ア 県 【勤務時間内】 (7) 千葉県防災行政無線</p>	<p>4 被害状況の報告、通報（本部班、消防本部）</p> <p>(3) 被害状況等の報告 収集・集約した被害状況等を千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は千葉県防災行政無線により県（防災対策課）へ報告する（資料1-3） (略)</p> <p>ア 県 【勤務時間内】 (7) 千葉県防災行政無線</p>	時点修正																						

	<p>電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (県危機管理課) FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (") (イ) 一般加入電話 電話 043-223-2176 (県危機管理課) FAX 043-222-1127 (")</p>	<p>電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (県防災対策課) FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (") (イ) 一般加入電話 電話 043-223-2176 (県防災対策課) FAX 043-222-1127 (")</p>																			
地震・津波-93	<p>(4) 関係機関への通報</p> <p>市長は災害に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講じるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。 ア 君津地域振興事務所 (地域振興課 0438-23-1111 ※510-721、510-723)</p>	<p>(4) 関係機関への通報</p> <p>市長は災害に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講じるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。 ア 君津地域振興事務所 (地域防災課 0438-23-1111 ※510-721、510-723)</p>	時点修正																		
地震・津波-96	<p>1 避難の勧告又は指示等 (本部班)</p> <p>(1) 避難勧告等の発令 市長 (本部長) は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。 また、必要に応じて市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。 さらに、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとし、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難勧告等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。 なお、「勧告」は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難を勧め、又は促すものである。 「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものであり、避難勧告等が発令する場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール (エリアメール) 等を活用して行うものとし、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○避難対象地域</td> <td>○避難先</td> <td>○避難経路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示 (緊急) の理由</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○その他必要な事項</td> </tr> </table>	○避難対象地域	○避難先	○避難経路	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示 (緊急) の理由			○その他必要な事項			<p>1 避難指示等 (本部班)</p> <p>(1) 避難指示等の発令 市長 (本部長) は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 また、必要に応じて市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。 さらに、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとし、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所等への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所等へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難指示等の発令と併せて指定避難所を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。 なお、 「避難指示」は、災害のおそれが高い場合に発し、市民等を立ち退かせるものであり、避難指示等が発令する場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール (エリアメール) 等を活用して行うものとし、避難指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○避難対象地域</td> <td>○避難先</td> <td>○避難経路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○高齢者等避難、避難指示の理由</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○その他必要な事項</td> </tr> </table>	○避難対象地域	○避難先	○避難経路	○高齢者等避難、避難指示の理由			○その他必要な事項			災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
○避難対象地域	○避難先	○避難経路																			
○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示 (緊急) の理由																					
○その他必要な事項																					
○避難対象地域	○避難先	○避難経路																			
○高齢者等避難、避難指示の理由																					
○その他必要な事項																					
地震・津波-97	<p>◆避難の勧告、指示の発令権者及び要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>勧告、指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (本部長)</td> <td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	勧告、指示を行う要件	根拠法令	市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知事	○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	<p>◆避難指示の発令権者及び要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>避難指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (本部長)</td> <td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令	市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知事	○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p> <p>根拠法令の修正</p>
発令権者	勧告、指示を行う要件	根拠法令																			
市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項																			
知事	○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																			
発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令																			
市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項																			
知事	○災害の発生により市長 (本部長) がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項																			

◆避難勧告等の発令基準【地震・津波】			◆避難指示等の発令基準【地震・津波】		
種類	内容	基準	種類	内容	基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	○要配慮者等の避難の開始 ○避難の勧告、指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	○市長（本部長）が必要と認めるとき。	【警戒レベル3】 高齢者等避難	○要配慮者等の避難の開始 ○避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	○市長（本部長）が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	○遠地地震で津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部の施設】 ○強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要と認められるとき。 ○地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 ○その他状況により市長（本部長）が必要と認めるとき。	【警戒レベル4】 避難指示	○「指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	○千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部（海岸付近）】 ○千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報が発表されたとき。 【富津市防災ハザードマップの津波浸水想定区域】 ○千葉県内房又は東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。 【富津市防災ハザードマップの津波浸水想定区域】 ○強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れ（長周期地震動階級3以上）を感じて避難が必要と認められるとき。 ○地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 ○その他状況により市長（本部長）が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	○近地地震で津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部の施設】 ○津波警報が発表されたとき。 【富津市津波・高潮ハザードマップにおいて2m以上の浸水深が予測される区域】 ○大津波警報が発表されたとき。 【富津市津波・高潮ハザードマップの浸水予測区域】 ○避難勧告の基準よりも状況が悪化し、危険が迫っているとき。 ○その他状況により市長（本部長）が必要と認めるとき。			
(備考) ・津波については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。			(備考) ・津波については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。		
			(注) 居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。		
			(注) 風水害-47より転記		

地震・津波-98	<p>(3) 避難の措置と周知</p> <p>市は、避難勧告等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県に対する報告 避難勧告等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。</p>	<p>(3) 避難の措置と周知</p> <p>市は、避難指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県に対する報告 避難指示等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。</p>	災害対策基本法の改正による用語の修正																		
地震・津波-98	<p>2 避難誘導等（消防本部、消防団）</p> <p>市は、避難勧告等を発令した場合、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受に当たらせるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。</p>	<p>2 避難誘導等（消防本部、消防団）</p> <p>市は、避難指示等を発令した場合、あらかじめ指定する指定避難所等にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受に当たらせるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難所等への誘導に努める。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正																		
地震・津波-99	<p>2 避難誘導等（消防本部、消防団）</p> <p>(2) 避難順位 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="439 978 1525 1092"> <tr> <td>① 介護を要する高齢者及び障がい者</td> <td>② 病弱者</td> <td>③ 乳幼児及びその母親・妊婦</td> </tr> <tr> <td>④ 高齢者・障がい者</td> <td>⑤ 児童生徒</td> <td>⑥ 女性</td> </tr> <tr> <td>⑦ 男性</td> <td>⑧ 防災従事者</td> <td></td> </tr> </table>	① 介護を要する高齢者及び障がい者	② 病弱者	③ 乳幼児及びその 母親 ・妊婦	④ 高齢者・障がい者	⑤ 児童生徒	⑥ 女性	⑦ 男性	⑧ 防災従事者		<p>2 避難誘導等（消防本部、消防団）</p> <p>(2) 避難順位 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1608 978 2694 1092"> <tr> <td>① 介護を要する高齢者及び障がい者</td> <td>② 病弱者</td> <td>③ 乳幼児及びその保護者・妊産婦</td> </tr> <tr> <td>④ 高齢者・障がい者</td> <td>⑤ 児童・生徒</td> <td>⑥ 女性</td> </tr> <tr> <td>⑦ 男性</td> <td>⑧ 防災従事者</td> <td></td> </tr> </table>	① 介護を要する高齢者及び障がい者	② 病弱者	③ 乳幼児及びその 保護者 ・妊産婦	④ 高齢者・障がい者	⑤ 児童・生徒	⑥ 女性	⑦ 男性	⑧ 防災従事者		用語等の修正
① 介護を要する高齢者及び障がい者	② 病弱者	③ 乳幼児及びその 母親 ・妊婦																			
④ 高齢者・障がい者	⑤ 児童生徒	⑥ 女性																			
⑦ 男性	⑧ 防災従事者																				
① 介護を要する高齢者及び障がい者	② 病弱者	③ 乳幼児及びその 保護者 ・妊産婦																			
④ 高齢者・障がい者	⑤ 児童・生徒	⑥ 女性																			
⑦ 男性	⑧ 防災従事者																				
地震・津波-99	<p>3 避難所の開設・運営（管財班、市民班、福祉班、住宅班、経済班、教育班）</p> <p>(2) 開設の方法</p> <p>ア 被害状況、避難者の状況などに応じ、「富津市避難所開設基本方針（令和2年度改正）」に基づき、あらかじめ避難所として指定した施設の中から本部長（本部班）が選定し、当該避難所施設を管理する班（市民班、福祉班、経済班、住宅班、教育班）が職員を派遣して開設する。</p> <p>イ 多数の施設に避難所を開設し、当該避難所施設を管理する班だけでは派遣職員が不足する場合、本部長（本部班）はその他の班からも全庁的に避難所派遣職員を確保し、派遣を指名された職員は、当該避難所施設を管理する班から、避難者の収容スペース、使用可能設備等の留意事項について指示を受け、避難所の開設に当たる。</p> <p>なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 夜間、休日等において市災害対策本部設置基準に該当する地震が発生した場合、本章「第1節 災害応急活動体制」で定める避難所職員配備計画により、あらかじめ指名された避難所直行職員は自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ直行して避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内に立ち入らないよう呼びかけを行う。</p>	<p>3 避難所の開設・運営（全庁（消防本部、消防団を除く））</p> <p>(2) 開設の方法</p> <p>ア 被害状況、避難者の状況などに応じ、「富津市避難所開設基本方針」に基づき、開設する避難所を本部長（本部班）が選定し、各部の避難所開設担当職員が避難所へ向かい開設する。</p> <p>イ 避難所を開設する場合は、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 夜間、休日等において市災害対策本部設置基準に該当する地震が発生した場合、本章「第1節 災害応急活動体制」で定める避難所開設担当職員として、あらかじめ選定された職員は自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ向かい避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内に立ち入らないよう呼びかけを行う。</p>	避難所開設基本方針の変更に伴う修正																		

地震・津波-103	<p>1 津波警報等の伝達（本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団）</p> <p>（1）市は、千葉県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、あらかじめ定めてある避難指示（緊急）の基準に基づき、市民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。</p> <p>ア 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。</p> <p>（略）</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難指示（緊急）の伝達に努めること。</p>	<p>1 津波警報等の伝達（本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団）</p> <p>（1）市は、千葉県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、あらかじめ定めてある避難指示の基準に基づき、市民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。</p> <p>ア 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。</p> <p>（略）</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難指示の伝達に努めること。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
地震・津波-104	<p>2 市民等の避難行動</p> <p>市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p>	<p>2 市民等の避難行動</p> <p>市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
地震・津波-105	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 要配慮者の避難支援（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>市は、避難勧告等を発令した場合、要配慮者関係団体等に情報提供するほか、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して、要配慮者の避難支援を呼びかける。</p>	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 要配慮者の避難支援（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>市は、避難指示等を発令した場合、要配慮者関係団体等に情報提供するほか、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して、要配慮者の避難支援を呼びかける。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
地震・津波-106	<p>2 要配慮者への対応（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>（1）避難所における支援</p> <p>ウ スタッフ（人員）の確保等 必要なケアサービスを確認し、必要に応じて県等に対し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の派遣を要請し、確保に努める。</p>	<p>2 要配慮者への対応（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>（1）避難所における支援</p> <p>ウ スタッフ（人員）の確保等 必要なケアサービスを確認し、必要に応じて県等に対し、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の派遣を要請し、確保に努める。</p>	「精神保健福祉士」を追加
地震・津波-106	<p>2 要配慮者への対応（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>（2）福祉避難所の開設</p> <p>市は、避難生活が長期化する場合、福祉避難所（地域交流支援センター）を開設し、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者を収容する。また、協定を締結した社会福祉施設に対し、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。</p>	<p>2 要配慮者への対応（福祉班、市民班、医療班、住宅班）</p> <p>（2）福祉避難所の開設</p> <p>市は、本部長の指示により、指定福祉避難所（資料2-3）を開設し、一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者を収容する。また、協定を締結した社会福祉施設に対し、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。</p>	用語等の修正（今後、福祉避難所を複数指定すること

	<p>(3) 社会福祉施設等への入所 市は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。</p> <p>(4) 避難所から福祉避難所への移送 ア 移送者の検討 市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 イ 移送手段の確保 市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。 また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。</p>	<p>(3) 社会福祉施設等への入所 市は、一般避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。</p> <p>(4) 一般避難所から福祉避難所への移送 ア 移送者の検討 市は、一般避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 イ 移送手段の確保 市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。 また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や一般避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。</p>	を想定して別表に記載)
地震・津波-108	<p>1 消防活動（消防本部、消防団）</p> <p>(3) 活動の基本 ア 消防署 (7) 避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 (1) 重要地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。</p>	<p>1 消防活動（消防本部、消防団）</p> <p>(3) 活動の基本 ア 消防署 (7) 避難場所、避難道路確保の優先 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 (1) 重点防御地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。</p>	用語等の修正
地震・津波-109	<p>1 消防活動（消防本部、消防団）</p> <p>(3) 活動の基本 ア 消防署 (1) 重要対象物の優先 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。 イ 消防団 (1) 消火活動 署消防隊出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独若しくは消防隊と協力して行う。 (1) 避難誘導 避難勧告等が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。</p>	<p>1 消防活動（消防本部、消防団）</p> <p>(3) 活動の基本 ア 消防署 (1) 重要対象物の優先 危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防御する地域へ部隊を投入する。 イ 消防団 (1) 消火活動 署消防隊出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難道路確保のための消火活動については、単独若しくは消防隊と協力して行う。 (1) 避難誘導 避難指示等が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

地震・津波-112	6 医療救護活動（医療班、消防本部） （3）情報の収集と提供 ウ 避難所及び医療資器材の設置状況 エ 医薬品及び医療資器材の需給状況	6 医療救護活動（医療班、消防本部） （3）情報の収集と提供 ウ 避難所及び医療資器材の設置状況 エ 医薬品及び医療資器材の需給状況	用語等の修正																				
地震・津波-113	（11）市内の医療機関の状況 市内の医療機関は資料2-3のとおりである。	（11）市内の医療機関の状況 市内の医療機関は資料2-5のとおりである。	資料番号の修正																				
地震・津波-115	2 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部） （1）交通支障箇所の調査 建設経済部は、道路、橋りょう等の被害の状況を調査するための調査班を編成しておく。 また、警察署、建設経済部、消防署において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。なお、市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。 （2）調査及び報告 調査班は、調査により支障箇所を発見した場合は、次の要領により、市災害対策本部に報告するものとする。	2 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部） （1）交通支障箇所の調査 建設経済部は、道路、橋りょう等の被害の状況を調査するための現地調査班を編成しておく。 また、警察署、建設経済部、消防署において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。なお、市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。 （2）調査及び報告 現地調査班は、調査により支障箇所を発見した場合は、次の要領により、市災害対策本部に報告するものとする。	用語等の修正（組織編制上の調査班（課税課、納税課）と区別するため）																				
地震・津波-122	7 緊急輸送ネットワーク（土木班） ※緊急輸送道路網図	7 緊急輸送ネットワーク（土木班） ※緊急輸送道路網図	時点修正																				
地震・津波-123	第9節 救援物資供給活動 <table border="1" data-bbox="379 1081 1528 1312"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応急給水</td> <td>（かずさ水道広域連合企業団）、全庁</td> </tr> <tr> <td>2 食料の供給</td> <td rowspan="2">経済班</td> </tr> <tr> <td>3 衣料、生活必需物資等の供給</td> </tr> <tr> <td>4 救援物資の募集・受入</td> <td rowspan="2">教育班、管財班</td> </tr> <tr> <td>5 物資集積拠点の開設</td> </tr> </tbody> </table> 災害時において被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。 なお、応急給水についての詳細は、「かずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画（第2版）」に定めるところによる。 また、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請や県の情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 1 応急給水（全庁） かずさ水道広域連合企業団は、市と連携し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対し、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。	項目	実施担当	1 応急給水	（かずさ水道広域連合企業団）、全庁	2 食料の供給	経済班	3 衣料、生活必需物資等の供給	4 救援物資の募集・受入	教育班、管財班	5 物資集積拠点の開設	第9節 救援物資供給活動 <table border="1" data-bbox="1549 1081 2700 1312"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応急給水</td> <td>全庁、かずさ水道広域連合企業団</td> </tr> <tr> <td>2 食料の供給</td> <td rowspan="2">経済班</td> </tr> <tr> <td>3 衣料、生活必需物資等の供給</td> </tr> <tr> <td>4 救援物資の募集・受入</td> <td rowspan="2">教育班、管財班</td> </tr> <tr> <td>5 物資集積拠点の開設</td> </tr> </tbody> </table> 災害時において被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。 また、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請や県の情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 1 応急給水（全庁、かずさ水道広域連合企業団） 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対し、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。	項目	実施担当	1 応急給水	全庁、かずさ水道広域連合企業団	2 食料の供給	経済班	3 衣料、生活必需物資等の供給	4 救援物資の募集・受入	教育班、管財班	5 物資集積拠点の開設	「千葉県地域防災計画」及び「かずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画（第5版）」等との整合による修正
項目	実施担当																						
1 応急給水	（かずさ水道広域連合企業団）、全庁																						
2 食料の供給	経済班																						
3 衣料、生活必需物資等の供給																							
4 救援物資の募集・受入	教育班、管財班																						
5 物資集積拠点の開設																							
項目	実施担当																						
1 応急給水	全庁、かずさ水道広域連合企業団																						
2 食料の供給	経済班																						
3 衣料、生活必需物資等の供給																							
4 救援物資の募集・受入	教育班、管財班																						
5 物資集積拠点の開設																							

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。
- ウ 市単独での対応が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 初動体制の確立

- ア はずさ水道広域連合企業団職員の派遣
はずさ水道広域連合企業団は、市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議の上、
応急給水活動における調整を行うため、市災害対策本部に職員を派遣する。
- イ 関係機関の応援
 - (ア) 民間との協力体制
状況に応じて、災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定を締結している富津市
管工事業協同組合等へ応援を要請するものとする。
 - (イ) 相互応援
応急給水の状況に応じて、他市町村、県、国、日本水道協会並びに自衛隊に応援を
求めるものとする。
また、水道事業者等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定、応急
給水に係る確認書によるものとする。

(3) 飲料水の支給を受ける者

給水対象区域は、行政区画とする。対象は、災害のため現に飲料水を得ることができな
い者とする。

(4) 給水方法

- 二次災害の防止と給水機能を保守するため、被災後直ちに施設の点検補修に努めると
ともに、確保された水量に応じた給水活動を行う。
- ア 職員動員後、補給基地から飲料水を必要とする給水拠点へ搬送する。
初期の応急給水活動は、病院・医療機関、社会福祉施設の重要拠点への緊急給水を中
心に行う。応援体制が整い次第、指定避難地等に給水拠点を拡大する。
さらに要請に応じ、指定避難地以外で給水が必要な施設に緊急給水を行う。
- イ 市からの情報提供を受け、避難所等の避難者の数を早急に把握し、道路情報を考慮し
て搬送車の台数又は搬送回数を的確に定め、避難者等に平均的に給水するように努め
る。
- ウ 市の協力を得て、給水は、避難所の非常用タンク等から自主的に給水するよう周知す
る。
- エ 市災害対策本部より避難所以外に避難した市民に対し、緊急給水の指示があった場合
は給水車、給水タンク、ポリ容器等により給水を行う。
- オ 周辺都市又は他の機関からの救助隊が派遣されたときは、はずさ水道広域連合企業団
が主体となって案内者となる。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は
知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の
実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。
- ウ 市単独での対応が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 初動体制の確立

- ア はずさ水道広域連合企業団との情報連絡体制の確立
市は、迅速かつ円滑な応急給水を実施するため、はずさ水道広域連合企業団と応急給
水に関する情報共有を行うための情報連絡体制を確立する。
- イ 関係機関の応援
 - (ア) 民間との協力体制
状況に応じて、災害時の応急復旧等に関連する協定等を締結している富津市管工事
業協同組合等へ応援を要請するものとする。
 - (イ) 応援要請
応急給水の状況に応じて、他市町村、県、国、日本水道協会並びに自衛隊等に応援
を求めるものとする。
また、水道事業者等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定、応急
給水等に係る確認書等により実施するものとする。

(3) 飲料水の支給を受ける者

給水対象区域は、行政区画とする。対象は、災害のため現に飲料水を得ることができな
い者とする。

(4) 飲料水の確保

- 市は、はずさ水道広域連合企業団と連携し、浄・配水場の配水池や受水槽等により飲料
水を確保する。
水道施設の接続により近隣市やその他の水道施設等から受水が可能な場合は、それらも
活用する。
はずさ水道広域連合企業団は、確保した水が飲料水として適当か水質検査を行うほか、
消毒等を行い、水質の保全に努めるものとする。飲料水として適当ではないが、他の用途
で活用できる水がある場合は、その旨を十分周知し、飲料水と分けて確保する。

(5) 給水方法

- 市は、はずさ水道広域連合企業団と連携し、次のとおり給水活動を行うものとする。
- ア 緊急給水
初期の応急給水活動は、病院・医療機関、社会福祉施設の重要拠点への緊急給水を行
う。
応援体制が整い次第、指定避難地等に給水拠点を拡大する。
- イ 給水拠点の設定
市は、災害の規模や被害状況等及び関係機関からの情報等を考慮し、はずさ水道広域
連合企業団と十分協議の上、給水拠点を設定する。
はずさ水道広域連合企業団は、市に対し、給水拠点を設置するにあたり必要な情報(人
員体制や搬送車の台数、給水可能水量等)を提供するとともに、給水拠点設定にあつ
ての助言等を行う。
市が設定した給水拠点以外での緊急給水を要請された場合は、市とはずさ水道広域連
合企業団とで十分協議の上、対応可能な箇所に給水拠点を設定する。
- ウ 給水拠点への搬送
市は、はずさ水道広域連合企業団に対し、給水拠点への搬送に際し必要となる情報(給

(5) 給水の量

初動期の被災者への1日1人当たりの給水量は、最小限度3リットル程度とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

◆ 応急給水の目標水量

区 分	期 間	目標給水量
第1次段階（混乱期）	災害時から3日まで	3 ℓ/人・日
第2次段階（復旧初期）	4日から7日まで	20 ℓ/人・日
第3次段階（復旧後期）	8日から14日まで	40 ℓ/人・日

(6) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から完全復旧までの期間とする。

(7) 広報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所及び水質について適切な広報活動を実施する。

広報手段は、本部事務局（広報班）との連携により、市災害対策本部の広報手段（防災行政無線放送、富津市安全安心メール、市ホームページへの掲載、広報紙の発行等）を活用するほか、必要に応じて独自の広報紙を作成し、避難所等へ配布する。

(8) 補給水利の確保

担当部班は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法を事前に調査しておくものとする。

◆ 配水池の最低貯水水量

水 道 施 設	最低貯水量（配水池容量）	取水量
上飯野配水場（第1配水池）	4,270 m ³ （6,100 m ³ ）	
上飯野配水場（第2配水池）	2,800 m ³ （4,000 m ³ ）	
大坪山配水場	1,470 m ³ （2,100 m ³ ）	

水拠点周辺の避難所情報や市内の道路情報等）を提供する。

かずさ水道広域連合企業団は、市からの情報等を考慮し、搬送ルートや給水車の台数、搬送回数等を的確に定め、補給基地から飲料水を必要とする給水拠点へ飲料水を搬送する。

搬送にあたっては、かずさ水道広域連合企業団の所有する給水車を最大限使用し、給水拠点では、給水タンク等を設置して注水を行う。

エ 給水拠点での給水活動

給水拠点では、市とかずさ水道広域連合企業団、その他関係機関等が協力して給水活動を行う。

給水拠点での給水は、各家庭において自ら持参した容器に注水するものとし、給水拠点に配置となった職員が給水を行う。

容器等を持参できない場合は、市とかずさ水道広域連合企業団とで用意する非常用飲料水袋等により給水を行う。

給水拠点の状況により、必要に応じて自主防災組織等に協力を依頼するなどして給水活動を行う。

オ 関係機関からの応援等への対応

周辺都市又は他の機関からの応援等が派遣されたときは、市とかずさ水道広域連合企業団が調整し、指揮する。

(6) 給水の量

被災者への1日1人当たりの給水量は、最小限度3リットル程度とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

◆ 給水量の基準

区 分	期 間	目標給水量
第1次段階（混乱期）	災害時から3日まで	3 ℓ/人・日
第2次段階（復旧初期）	4日から7日まで	20 ℓ/人・日
第3次段階（復旧後期）	8日から14日まで	40 ℓ/人・日

(7) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から完全復旧までの期間とする。

(8) 広報

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力して被災時における応急給水方法、給水拠点場所及び水質等について適切な広報活動を実施する。

かずさ水道広域連合企業団は、市が行う広報活動に必要な情報（給水時刻や給水拠点の情報等）を収集・精査し、市へ提供するとともに、実施可能な手段で広報活動を行う。

広報手段は、本部事務局（広報班）との連携により、防災行政無線、富津市安全安心メール、市ホームページ、ツイッター・Facebook・LINE等のSNS、広報紙等により、周知を図るものとする。

(9) 補給水利の確保

市とかずさ水道広域連合企業団は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法を把握しておくものとする。

◆ 配水池の最低貯水水量

水 道 施 設	最低貯水量（配水池容量）	取水量
上飯野配水場（第1配水池）	4,270 m ³ （6,100 m ³ ）	
上飯野配水場（第2配水池）	2,800 m ³ （4,000 m ³ ）	
大坪山配水場	1,470 m ³ （2,100 m ³ ）	

	<table border="1"> <tr><td>岩坂配水場（第1配水池）</td><td>644 m³（920 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>岩坂配水場（第2配水池）</td><td>1,127 m³（1,610 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>竹岡第2配水場</td><td>1,820 m³（2,600 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>宝竜寺受水槽</td><td>1,400 m³（2,000 m³）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>地下水 4,436 m³×50% =2,218 m³/日</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,531 m³（19,330 m³）</td><td></td></tr> </table> <p>※ ① 最低貯水量は配水池容量の70%とする。 ② 各配水池施設は、緊急遮断弁設置の配水池について最低貯水量を見込むものとする。 ③ 自己水源は、現在最大揚水量の50%とする。</p> <p>(9) 救助の程度、方法及び期間等 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。</p> <p>(10) 家庭用水の確保 災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料用として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線等を活用して市民に通知する</p>	岩坂配水場（第1配水池）	644 m ³ （920 m ³ ）		岩坂配水場（第2配水池）	1,127 m ³ （1,610 m ³ ）		竹岡第2配水場	1,820 m ³ （2,600 m ³ ）		宝竜寺受水槽	1,400 m ³ （2,000 m ³ ）				地下水 4,436 m ³ ×50% =2,218 m ³ /日	合計	13,531 m ³ （19,330 m ³ ）		<table border="1"> <tr><td>岩坂配水場（第1配水池）</td><td>644 m³（920 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>岩坂配水場（第2配水池）</td><td>1,127 m³（1,610 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>竹岡第2配水場</td><td>1,820 m³（2,600 m³）</td><td></td></tr> <tr><td>宝竜寺受水槽</td><td>1,400 m³（2,000 m³）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>地下水 4,436 m³×50% =2,218 m³/日</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,531 m³（19,330 m³）</td><td></td></tr> </table> <p>※ ① 最低貯水量は配水池容量の70%とする。 ② 各配水池施設は、緊急遮断弁設置の配水池について最低貯水量を見込むものとする。 ③ 自己水源は、現在最大揚水量の50%とする。</p> <p>(10) 救助の程度、方法及び期間等 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。</p> <p>(11) 家庭用水の確保 災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料用として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線等を活用して市民に通知する。</p>	岩坂配水場（第1配水池）	644 m ³ （920 m ³ ）		岩坂配水場（第2配水池）	1,127 m ³ （1,610 m ³ ）		竹岡第2配水場	1,820 m ³ （2,600 m ³ ）		宝竜寺受水槽	1,400 m ³ （2,000 m ³ ）				地下水 4,436 m ³ ×50% =2,218 m ³ /日	合計	13,531 m ³ （19,330 m ³ ）		
岩坂配水場（第1配水池）	644 m ³ （920 m ³ ）																																						
岩坂配水場（第2配水池）	1,127 m ³ （1,610 m ³ ）																																						
竹岡第2配水場	1,820 m ³ （2,600 m ³ ）																																						
宝竜寺受水槽	1,400 m ³ （2,000 m ³ ）																																						
		地下水 4,436 m ³ ×50% =2,218 m ³ /日																																					
合計	13,531 m ³ （19,330 m ³ ）																																						
岩坂配水場（第1配水池）	644 m ³ （920 m ³ ）																																						
岩坂配水場（第2配水池）	1,127 m ³ （1,610 m ³ ）																																						
竹岡第2配水場	1,820 m ³ （2,600 m ³ ）																																						
宝竜寺受水槽	1,400 m ³ （2,000 m ³ ）																																						
		地下水 4,436 m ³ ×50% =2,218 m ³ /日																																					
合計	13,531 m ³ （19,330 m ³ ）																																						
地震・津波-126	2 食料の供給（経済班） (2) 炊き出しその他による食品の供給を受ける者 イ 住家の被害が 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等 であって、炊事のできない者	2 食料の供給（経済班） (2) 炊き出しその他による食品の供給を受ける者 イ 住家の被害が 全焼、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水等 であって、炊事のできない者	「大規模半壊」「中規模半壊」の追加																																				
地震・津波-127	3 衣料、生活必需物資等の供給（経済班） (2) 支給又は貸与を受ける者 災害により住家の 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水 の被害を受けたものであって次の事項に該当する者	3 衣料、生活必需物資等の供給（経済班） (2) 支給又は貸与を受ける者 災害により住家の 全焼、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水 の被害を受けたものであって次の事項に該当する者	「大規模半壊」「中規模半壊」の追加																																				
地震・津波-129	第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th>実施担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 行政機関の相互応援等</td><td>本部班</td></tr> <tr><td>2 消防機関相互の応援</td><td>消防本部</td></tr> <tr><td>3 上下水道事業体間の相互応援</td><td>(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)</td></tr> <tr><td>4 広域一時滞在の要請・受入れ</td><td>本部班</td></tr> <tr><td>5 民間団体等への応援要請</td><td>全庁</td></tr> <tr><td>6 労務者の雇上げ</td><td></td></tr> <tr><td>7 海外からの支援の受入れ</td><td>本部班</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>1 行政機関の相互応援等（本部班）</p>	項目	実施担当	1 行政機関の相互応援等	本部班	2 消防機関相互の応援	消防本部	3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)	4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班	5 民間団体等への応援要請	全庁	6 労務者の雇上げ		7 海外からの支援の受入れ	本部班	第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th>実施担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 行政機関の相互応援等</td><td>本部班、総務班</td></tr> <tr><td>2 消防機関相互の応援</td><td>消防本部</td></tr> <tr><td>3 上下水道事業体間の相互応援</td><td>(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)</td></tr> <tr><td>4 広域一時滞在の要請・受入れ</td><td>本部班、総務班</td></tr> <tr><td>5 民間団体等への応援要請</td><td>全庁</td></tr> <tr><td>6 労務者の雇上げ</td><td></td></tr> <tr><td>7 海外からの支援の受入れ</td><td>本部班、総務班</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>1 行政機関の相互応援等（本部班、総務班）</p>	項目	実施担当	1 行政機関の相互応援等	本部班、 総務班	2 消防機関相互の応援	消防本部	3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)	4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班、 総務班	5 民間団体等への応援要請	全庁	6 労務者の雇上げ		7 海外からの支援の受入れ	本部班、 総務班	所掌事務（地震・津波-67）との整合性				
項目	実施担当																																						
1 行政機関の相互応援等	本部班																																						
2 消防機関相互の応援	消防本部																																						
3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)																																						
4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班																																						
5 民間団体等への応援要請	全庁																																						
6 労務者の雇上げ																																							
7 海外からの支援の受入れ	本部班																																						
項目	実施担当																																						
1 行政機関の相互応援等	本部班、 総務班																																						
2 消防機関相互の応援	消防本部																																						
3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)																																						
4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班、 総務班																																						
5 民間団体等への応援要請	全庁																																						
6 労務者の雇上げ																																							
7 海外からの支援の受入れ	本部班、 総務班																																						

地震・津波-130	(4) 県外自治体との相互応援		(4) 県外自治体との相互応援		時点修正			
	協定先	担当課	電話	ファクシミリ		協定先	担当課	電話
	東京都足立区	災害対策課	03-3880-5837	03-3880-5607	東京都足立区	災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607
	山梨県甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818	山梨県甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818
	埼玉県北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997	埼玉県北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997
	※防災行政無線電話番号							
地震・津波-130	2 消防機関相互の応援（消防本部）		2 消防機関相互の応援（消防本部）		時点修正			
	<p>(2) 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。</p> <p>また、受入れに当たっては、案内、活動拠点（候補：消防防災センター駐車場）等を確保する。</p>		<p>(2) 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。</p> <p>また、緊急消防援助隊の受入れに当たっては、受援計画で定める候補地（消防防災センター等）から、進出拠点及び宿営場所等を確保する。</p>					
地震・津波-131	4 広域一時滞在の要請・受入れ（本部班）		4 広域一時滞在の要請・受入れ（本部班、総務班）		所掌事務との整合性			
地震・津波-133	7 海外からの支援の受入れ（本部班）		7 海外からの支援の受入れ（本部班、総務班）			所掌事務との整合性		
地震・津波-134	第11節 自衛隊への災害派遣要請		第11節 自衛隊への災害派遣要請		所掌事務との整合性			
	項目	実施担当	項目	実施担当				
	1 災害派遣要請の範囲	本部班	1 災害派遣要請の範囲	本部班、総務班				
	2 派遣要請依頼の要領		2 派遣要請依頼の要領					
	3 災害派遣部隊の受入体制		3 災害派遣部隊の受入体制					
	4 災害派遣部隊の撤収要請依頼		4 災害派遣部隊の撤収要請依頼					
	5 災害派遣被要請部隊		5 災害派遣被要請部隊					
	6 経費負担区分		6 経費負担区分					
地震・津波-135	2 派遣要請依頼の要領（本部班）		2 派遣要請依頼の要領（本部班）		時点修正			
	<p>(1) 要請依頼経路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 千葉県知事 (危機管理課長) </div> <p>(3) 派遣要請依頼の方法</p> <p>ア 提出（連絡）依頼先 県防災危機管理部危機管理課</p>		<p>(1) 要請依頼経路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 千葉県知事 (危機管理政策課長) </div> <p>(2) 派遣要請依頼の方法</p> <p>ア 提出（連絡）依頼先 県防災危機管理部危機管理政策課</p>					

地震・津波-135	<p>3 災害派遣部隊の受入体制（本部班）</p> <p>(2) 作業計画及び資材等の準備 本部長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を次により作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。</p> <p>ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要器材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所</p>	<p>3 災害派遣部隊の受入体制（本部班、総務班）</p> <p>(2) 作業計画及び資機材等の準備 本部長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を次により作成するとともに、必要な資機材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。</p> <p>ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要資機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所</p>	<p>所掌事務との整合性</p> <p>用語等の修正</p>
地震・津波-137	<p>6 経費負担区分（本部班）</p> <p>(1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費</p>	<p>6 経費負担区分（本部班）</p> <p>(1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費</p>	<p>用語等の修正</p>
地震・津波-144	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(2) 遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (ア) 遺体の収容 発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官の検視の後、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。</p>	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(2) 遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (ア) 遺体の収容 発見された遺体については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官の検視の後、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。</p>	<p>時点修正</p>
地震・津波-145	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(2) 遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (イ) 遺体収容後の処理 b 遺体の一時保存 (略) 遺体の納棺等に必要な資器材及び人材等については、葬祭業者等に協力を要請する。</p>	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(2) 遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (イ) 遺体収容後の処理 b 遺体の一時保存 (略) 遺体の納棺等に必要な資機材及び人材等については、葬祭業者等に協力を要請する。</p>	<p>用語等の修正</p>
地震・津波-145	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(3) 遺体の埋火葬 ウ 火葬場の所在地、名称、処理能力 富津市前久保 385 番地、富津聖苑、炉数 4 1日 8 屍 8 時間 火葬場が損壊等のため使用できないとき、又は遺体が多数のため当該火葬場のみでは火葬不能な場合は、他市町村の協力を得て行うものとする。</p>	<p>4 遺体の捜索・処理等（消防本部、消防団、本部班、環境班）</p> <p>(3) 遺体の埋火葬 ウ 火葬場の所在地、名称、処理能力 木更津市大久保 843-1、きみさらず聖苑、炉数 10 【通常時】 1日 25 件 【大規模災害】 1日 75 件 火葬場が損壊等のため使用できないとき、又は遺体が多数のため当該火葬場のみでは火葬不能な場合は、他市町村の協力を得て行うものとする。</p>	<p>富津聖苑の廃止及びきみさらず聖苑の供用開始に伴う修正</p>

地震・津波-161	<p>2 災害ボランティアの活動分野（全庁、市民班）</p> <p>(1) 災害ボランティアの活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分野</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障害者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な活動内容	一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障害者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 	<p>2 災害ボランティアの活動分野（全庁、市民班）</p> <p>(1) 災害ボランティアの活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分野</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障がい者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な活動内容	一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障がい者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 	用語等の修正																										
区分	主な活動内容																																				
一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障害者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 																																				
区分	主な活動内容																																				
一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障がい者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等 																																				
地震・津波-162	<p>◆県担当部局による登録先等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部危機管理課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課	<p>◆県担当部局による登録先等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部危機管理政策課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理政策課	時点修正																						
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																			
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課																																			
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																			
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理政策課																																			
地震・津波-166	<p>◆被災者生活再建支援制度</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象となる自然災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） </td> </tr> <tr> <td>対象となる被災世帯（上記自然災害により）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） </td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td> <p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） 	対象となる被災世帯（上記自然災害により）	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） 	支給限度額	<p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	<p>◆被災者生活再建支援制度</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象となる自然災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） </td> </tr> <tr> <td>対象となる被災世帯（上記自然災害により）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） </td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td> <p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） 	対象となる被災世帯（上記自然災害により）	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） 	支給限度額	<p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	時点修正
対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） 																																				
対象となる被災世帯（上記自然災害により）	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） 																																				
支給限度額	<p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																	
対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上） 																																				
対象となる被災世帯（上記自然災害により）	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） 																																				
支給限度額	<p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																								
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊																																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																																

	<p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 解体 長期避難 大規模半壊</td> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（中規模半壊の場合は、合計で100（又は50）万円）</p>		住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	支給額	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	支給額	100万円	50万円	25万円	
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																							
支給額	200万円	100万円	50万円																							
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																						
全壊 解体 長期避難 大規模半壊	支給額	200万円	100万円	50万円																						
中規模半壊	支給額	100万円	50万円	25万円																						
	<p>支給申請手続き</p> <p>① 申請窓口 市社会福祉課・天羽行政センター ② 申請時の添付書面 基礎支援金・罹災証明書、住民票等 加算支援金・契約書（住宅の購入、賃借等）等</p>	<p>支給申請手続き</p> <p>① 申請窓口 市社会福祉課・天羽行政センター ② 申請時の添付書面 基礎支援金・罹災証明書、住民票等 加算支援金・契約書（住宅の購入、賃借等）等</p>																								
地震・津波-181	<p>3 避難対策等</p> <p>（2）津波避難意識の普及・啓発 市は、住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波・高潮ハザードマップの更新、津波浸水想定区域、海拔高標示板、避難地等の標識（示）板等の掲出に努め、出前講座等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚に努める。</p>	<p>3 避難対策等</p> <p>（2）津波避難意識の普及・啓発 市は、住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように防災ハザードマップの更新、津波浸水想定区域、海拔標示板、避難地等の標識（示）板等の掲出に努め、出前講座等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚に努める。</p>	用語等の修正																							
地震・津波-182	<p>7 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>（1）不特定多数の者が出入りする施設 ア 各施設に共通する事項 （7）津波警報等の来場者等への伝達 情報伝達に当たっては、市の作成する津波・高潮ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。</p>	<p>7 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>（1）不特定多数の者が出入りする施設 ア 各施設に共通する事項 （7）津波警報等の来場者等への伝達 情報伝達に当たっては、市の作成する防災ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。</p>	用語等の修正																							

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

ページ	変更前	変更後	変更理由								
東海地震-16	<p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 県防災危機管理部 危機管理課 </div>	<p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 県防災危機管理部 危機管理政策課 </div>	時点修正								
東海地震-17	<p>2 伝達体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富 津 市</td> <td> 1 防災安全課は県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	富 津 市	1 防災安全課は県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。	<p>2 伝達体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富 津 市</td> <td> 1 防災安全課は県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理政策課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	富 津 市	1 防災安全課は県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理政策課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。	時点修正
機 関 名	内 容										
富 津 市	1 防災安全課は県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。										
機 関 名	内 容										
富 津 市	1 防災安全課は県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。 なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理政策課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。										
東海地震-20	<p>第4節 混乱防止の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富 津 市</td> <td> 防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	富 津 市	防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項	<p>第4節 混乱防止の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富 津 市</td> <td> 防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理政策課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	富 津 市	防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理政策課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項	時点修正
機 関 名	内 容										
富 津 市	防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項										
機 関 名	内 容										
富 津 市	防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部危機管理政策課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項										
東海地震-23	<p>(警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 防災危機管理部 危機管理課 </div>	<p>(警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 防災危機管理部 危機管理政策課 </div>	時点修正								
東海地震-40	<p>1 警戒宣言時の措置</p> <p>(1) 避難勧告、指示</p> <p>市長は、必要に応じて各関係機関と協力し、防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。</p>	<p>1 警戒宣言時の措置</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>市長は、必要に応じて各関係機関と協力し、防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等により速やかに避難指示を行う。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正								
東海地震-40	<p>2 事前の措置</p> <p>(3) 避難勧告、指示体制の確立</p> <p>防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。</p>	<p>2 事前の措置</p> <p>(3) 避難指示体制の確立</p> <p>防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等による避難指示体制を確立しておく。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正								

東海地震-45	第1節 市民のとりべき措置		第1節 市民のとりべき措置		用語等の修正
	区分	とるべき措置	区分	とるべき措置	
	平時	<p>(略)</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p>	平時	<p>(略)</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾麺、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p>	
	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p>	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>(12) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p>	

第2編 風水害編

ページ	変更前	変更後	変更理由
風水害-2	<p>3 災害記録</p> <p>(3) 昭和46年9月(台風25号) 台風25号により本県中部は大被害を受け、八日市場、旭、銚子、勝浦の各市及び大原、飯岡、成東、小見川、干潟、野栄、海上、光、御宿の各町が災害救助法の適応を受けた。本市においても農地、道路、河川、港湾その他に被害が生じた。</p> <p>(4) 昭和47年9月(台風20号) 9月15日から16日にかけて台風20号の接近に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部破損2棟、床下浸水27棟、田畑の冠水80ヘクタール、道路の決壊73か所、がけ崩れ5か所等の被害があった。</p> <p>(5) 昭和49年7月(台風8号) 7月8日台風8号に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部破損2棟、床上浸水13棟、床下浸水492棟、田畑の冠水110ヘクタール、道路の決壊42か所、がけ崩れ9か所等の被害があった。</p>	<p>3 災害記録</p> <p>(3) 昭和46年9月(台風25号) 台風25号により本県中部は大被害を受け、八日市場、旭、銚子、勝浦の各市及び大原、飯岡、成東、小見川、干潟、野栄、海上、光、御宿の各町が災害救助法の適用を受けた。本市においても農地、道路、河川、港湾その他に被害が生じた。</p> <p>(4) 昭和47年9月(台風20号) 9月15日から16日にかけて台風20号の接近に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部損壊2棟、床下浸水27棟、田畑の冠水80ヘクタール、道路の決壊73か所、がけ崩れ5か所等の被害があった。</p> <p>(5) 昭和49年7月(台風8号) 7月8日台風8号に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部損壊2棟、床上浸水13棟、床下浸水492棟、田畑の冠水110ヘクタール、道路の決壊42か所、がけ崩れ9か所等の被害があった。</p>	<p>過去の災害記録の追加</p> <p>時点修正</p> <p>用語等の修正・統一</p>
風水害-3	<p>(6) 昭和53年6月(梅雨前線豪雨) 6月23日から24日にわたる梅雨前線による豪雨は、当市にも被害をもたらし、道路の決壊11か所、農業用施設4か所の被害があった。</p> <p>(7) 昭和54年3月(大雨強風) 3月30日から31日にわたる雨による被害は、道路の決壊2か所にとどまったが強風による建物被害が発生し、当市において住家の一部破損6棟、学校等公共建物の一部破損9棟の被害があった。</p> <p>(8) 昭和54年4月(豪雨) 4月8日の大雨は当市においても多大な被害をもたらし、床上浸水2棟、床下浸水57棟のほか道路の決壊6か所、学校施設6か所に被害を受けた。</p> <p>(9) 昭和54年10月(台風18号) 10月7日台風18号による当市の被害は床下浸水1棟、道路の決壊4か所、河川決壊3か所であった。</p> <p>(10) 昭和54年10月(台風20号) 10月19日台風20号による風水害被害は、市内全域に及び重傷者1人、軽傷者6人、住家の半壊3棟、住家の一部破損146棟、床下浸水4棟、学校施設17か所、その他公共建物等非住家の一部破損129棟、道路の決壊24か所、河川の決壊3か所、がけ崩れ3か所、船舶被害2隻、通信施設被害32回線、清掃施設1か所、農地農業用施設3か所、その他農産物被害6,500万円等の被害があった。</p> <p>(11) 昭和55年8月(大雨) 8月2日から3日にわたる大雨により、当市においても住家の一部破損1棟、道路の決壊23か所、河川の決壊2か所、がけ崩れ2か所の被害があった。</p>	<p>(6) 昭和53年6月(梅雨前線豪雨) 6月23日から24日にわたる梅雨前線による豪雨は、本市にも被害をもたらし、道路の決壊11か所、農業用施設4か所の被害があった。</p> <p>(7) 昭和54年3月(大雨強風) 3月30日から31日にわたる雨による被害は、道路の決壊2か所にとどまったが強風による建物被害が発生し、本市において住家の一部損壊6棟、学校等公共建物の一部損壊9棟の被害があった。</p> <p>(8) 昭和54年4月(豪雨) 4月8日の大雨は本市においても多大な被害をもたらし、床上浸水2棟、床下浸水57棟のほか道路の決壊6か所、学校施設6か所に被害を受けた。</p> <p>(9) 昭和54年10月(台風18号) 10月7日台風18号による本市の被害は床下浸水1棟、道路の決壊4か所、河川決壊3か所であった。</p> <p>(10) 昭和54年10月(台風20号) 10月19日台風20号による風水害被害は、市内全域に及び重傷者1人、軽傷者6人、住家の半壊3棟、住家の一部損壊146棟、床下浸水4棟、学校施設17か所、その他公共建物等非住家の一部損壊129棟、道路の決壊24か所、河川の決壊3か所、がけ崩れ3か所、船舶被害2隻、通信施設被害32回線、清掃施設1か所、農地農業用施設3か所、その他農産物被害6,500万円等の被害があった。</p> <p>(11) 昭和55年8月(大雨) 8月2日から3日にわたる大雨により、本市においても住家の一部損壊1棟、道路の決壊23か所、河川の決壊2か所、がけ崩れ2か所の被害があった。</p>	

<p>風水害-4</p>	<p>(12) 昭和 56 年 8 月 (台風 15 号) 8 月 23 日台風 15 号は当市において土木施設をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらした。水稻の倒伏 390 ヘクタール、同冠水 65 ヘクタール、畑作物の倒伏 30 ヘクタール、同冠水 4 ヘクタール、道路の決壊 15 か所、河川の決壊 3 か所、港湾漁港施設 4 か所、学校施設 1 か所に被害を受けた。</p> <p>(20) 平成元年 8 月 (雷を伴った大雨) 7 月 31 日 18 時から 8 月 1 日 24 時頃まで約 30 時間にわたり、千葉県南部を中心に雷を伴った大雨があり、最大時には、時間雨量 62 ミリメートルに達し、降り始めから 8 月 1 日 24 時までに 459 ミリメートルの豪雨を記録した。このため本市南部を中心にがけ崩れの発生や河川の氾濫により、死者 1 人、負傷者 6 人、住家の全壊 11 棟、半壊 8 棟、一部破損 37 棟、床上浸水 159 棟、床下浸水 259 棟、田畑の埋没冠水 739.9 ヘクタール、道路の決壊 368 か所、がけ崩れ 519 か所、その他橋りょう、農業用施設等に大きな被害をもたらした、その被害総額は 6,092,411 千円に及んだ。</p> <p>(22) 平成 2 年 12 月 (竜巻) 12 月 11 日午後から夜にかけて発生した低気圧が関東北部を通過し、県内において局地的に竜巻や雷雨、ヒョウが降るなど茂原市では大きな被害が発生した。当市では、田倉地区において発生した竜巻により、建物が倒壊し負傷者 1 人、住家の半壊 2 棟、非住家の全半壊 5 棟の被害が発生した。</p>	<p>(12) 昭和 56 年 8 月 (台風 15 号) 8 月 23 日台風 15 号は本市において土木施設をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらした。水稻の倒伏 390 ヘクタール、同冠水 65 ヘクタール、畑作物の倒伏 30 ヘクタール、同冠水 4 ヘクタール、道路の決壊 15 か所、河川の決壊 3 か所、港湾漁港施設 4 か所、学校施設 1 か所に被害を受けた。</p> <p>(20) 平成元年 8 月 (雷を伴った大雨) 7 月 31 日 18 時から 8 月 1 日 24 時頃まで約 30 時間にわたり、千葉県南部を中心に雷を伴った大雨があり、最大時には、時間雨量 62 ミリメートルに達し、降り始めから 8 月 1 日 24 時までに 459 ミリメートルの豪雨を記録した。このため本市南部を中心にがけ崩れの発生や河川の氾濫により、死者 1 人、負傷者 6 人、住家の全壊 11 棟、半壊 8 棟、一部損壊 37 棟、床上浸水 159 棟、床下浸水 259 棟、田畑の埋没冠水 739.9 ヘクタール、道路の決壊 368 か所、がけ崩れ 519 か所、その他橋りょう、農業用施設等に大きな被害をもたらした、その被害総額は 6,092,411 千円に及んだ。</p> <p>(22) 平成 2 年 12 月 (竜巻) 12 月 11 日午後から夜にかけて発達した低気圧が関東北部を通過し、県内において局地的に竜巻や雷雨、ヒョウが降るなど茂原市では大きな被害が発生した。本市では、田倉地区において発生した竜巻により、建物が倒壊し負傷者 1 人、住家の半壊 2 棟、非住家の全半壊 5 棟の被害が発生した。</p>
<p>風水害-5</p>	<p>(29) 平成 13 年 9 月 (台風 15 号) 9 月 10 日から 11 日にかけて接近した台風 15 号の影響により、強風にあおられ転倒し軽傷を負った者 1 人、暴風による住家の一部破損 10 棟の被害が生じた。</p> <p>(30) 平成 14 年 10 月 (台風 21 号) 10 月 1 日夕刻から夜遅くにかけて接近した台風 21 号の影響により、屋根の修理中に軽傷を負った者 1 人、暴風のため、被災者所有の鉄塔が屋根に倒れたことによる住家の半壊 1 棟、住家の一部破損 1 棟、大雨の影響による床下浸水 1 棟の被害が生じた。</p> <p>(32) 平成 16 年 10 月 (台風 22 号と秋雨前線による大雨) 10 月 9 日の未明から 10 日にかけて、台風 22 号の接近と秋雨前線により強風を伴った大雨があり、総雨量 217 ミリメートル、時間最大雨量 31.5 ミリメートル (9 日 0 時～1 時) を記録した。このため、強風により転倒した重傷者 1 人、住家の一部破損 9 棟、床上浸水 1 棟の被害が生じ、6 地区 11 世帯 33 人が自主避難をした。</p>	<p>(29) 平成 13 年 9 月 (台風 15 号) 9 月 10 日から 11 日にかけて接近した台風 15 号の影響により、強風にあおられ転倒し軽傷を負った者 1 人、暴風による住家の一部損壊 10 棟の被害が生じた。</p> <p>(30) 平成 14 年 10 月 (台風 21 号) 10 月 1 日夕刻から夜遅くにかけて接近した台風 21 号の影響により、屋根の修理中に軽傷を負った者 1 人、暴風のため、被災者所有の鉄塔が屋根に倒れたことによる住家の半壊 1 棟、住家の一部損壊 1 棟、大雨の影響による床下浸水 1 棟の被害が生じた。</p> <p>(32) 平成 16 年 10 月 (台風 22 号と秋雨前線による大雨) 10 月 9 日の未明から 10 日にかけて、台風 22 号の接近と秋雨前線により強風を伴った大雨があり、総雨量 217 ミリメートル、時間最大雨量 31.5 ミリメートル (9 日 0 時～1 時) を記録した。このため、強風により転倒した重傷者 1 人、住家の一部損壊 9 棟、床上浸水 1 棟の被害が生じ、6 地区 11 世帯 33 人が自主避難をした。</p>
<p>風水害-6</p>	<p>(36) 平成 23 年 9 月 (台風 15 号) 非常に強い勢力の台風 15 号が日本列島を北上した影響により、本市では住家一部破損 が 5 棟、道路被害・冠水各 1 か所の被害が発生、最大雨量 208 ミリメートルを記録し、自主避難所を 5 か所開設し 25 人が避難した。</p> <p>(38) 平成 25 年 10 月 (台風 26 号) 10 月 16 日未明から当市に接近した台風 26 号により、連続雨量 441 ミリメートル、時間最大雨量 64 ミリメートル、最大風速 20 メートルを記録した。このため、床上浸水 20 棟、床下浸水 43 棟、住家一部損壊 34 棟をはじめ、市内各所において道路の決壊、がけ崩れ、水産業</p>	<p>(36) 平成 23 年 9 月 (台風 15 号) 非常に強い勢力の台風 15 号が日本列島を北上した影響により、本市では住家一部損壊 が 5 棟、道路被害・冠水各 1 か所の被害が発生、最大雨量 208 ミリメートルを記録し、自主避難所を 5 か所開設し 25 人が避難した。</p> <p>(38) 平成 25 年 10 月 (台風 26 号) 10 月 16 日未明から本市に接近した台風 26 号により、連続雨量 441 ミリメートル、時間最大雨量 64 ミリメートル、最大風速 20 メートルを記録した。このため、床上浸水 20 棟、床下浸水 43 棟、住家一部損壊 34 棟をはじめ、市内各所において道路の決壊、がけ崩</p>

	<p>関連施設、農業用施設等に大きな被害をもたらした。</p> <p>(39) 令和元年9月(令和元年房総半島台風)</p> <p>(40) 令和元年10月(令和元年東日本台風)</p> <p>(41) 令和元年10月(大雨)</p>	<p>れ、水産業、水産業関連施設、農業用施設等に大きな被害をもたらした。</p> <p>(39) 平成29年10月(台風21号) 10月22日未明から朝にかけて本州を通過した台風21号の影響により強風を伴った大雨があり、住家全壊1棟、道路等の倒木・土砂災害13件、停電最大2,500軒、断水92戸の被害が発生したほか、高潮による被害として、金谷地区などで床上浸水3棟、床下浸水2棟、大型商業施設の損壊、数隻の漁船が転覆・打ち揚げられるなど大きな被害が発生した。</p> <p>(40) 令和元年9月(令和元年房総半島台風)</p> <p>(41) 令和元年10月(令和元年東日本台風)</p> <p>(42) 令和元年10月(大雨)</p> <p>(43) 令和3年11月(突風) 11月9日の午後2時ごろ、大雨警報発令中の富津地区に最大風速推定35mの突風(竜巻の可能性が高い)が発生し、その影響により、住家40件、非住家20件、その他11件の被害が発生した。</p>	
風水害-7	<p>1 浸水想定区域</p> <p>水位周知河川である小糸川と湊川では、浸水想定区域が指定されている。</p> <p>小糸川の浸水想定区域は、指定時点の小糸川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(小糸川流域の24時間総雨量660.4mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚の一部で最大で3.0~5.0m未満浸水すると予想されている。</p> <p>湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、指定時点の湊川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(湊川流域の24時間総雨量667.1mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地が最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。</p>	<p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) 河川の洪水浸水想定区域 水位周知河川である小糸川と湊川では、浸水想定区域が指定されている。</p> <p>小糸川の浸水想定区域は、指定時点の小糸川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(小糸川流域の24時間総雨量660.4mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚の一部で最大で3.0~5.0m未満浸水すると予想されている。</p> <p>湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、指定時点の湊川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(湊川流域の24時間総雨量667.1mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地が最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。</p> <p>また、令和3年7月に改正された水防法に基づき、令和4年3月に小規模河川(岩瀬川、小久保川、染川、北上川、白狐川、金谷川)においても浸水想定区域が指定され、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により氾濫した場合に一部の川沿いの地域で、白狐川では最大で0.5~3.0m、小久保川、北上川、金谷川では最大で3.0~5.0m、岩瀬川、染川では最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。</p> <p>(2) 高潮浸水想定区域 令和3年7月の水防法改正により、令和4年6月に東京湾沿岸の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域が指定された。高潮による被害としては、市内沿岸部のほか市街地においても1.0m~3.0m未満の浸水が予想されている。</p>	<p>時点修正</p> <p>資料-16の資料2-6施設の追加</p>
風水害-7	<p>2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域</p> <p>(略)</p> <p>その他、これらの危険箇所を基礎資料として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域の指定に係る調査が進められており、令和2年9月現在、急傾斜地の崩壊、</p>	<p>2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域</p> <p>(略)</p> <p>その他、これらの危険箇所を基礎資料として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域の指定に係る調査が進められており、急傾斜地の崩壊、土石流について743</p>	<p>時点修正</p> <p>資料-21の資料4-2更新</p>

	土石流について230か所が土砂災害警戒区域(うち221か所に土砂災害特別警戒区域がある。)に指定されている。 また、これに加えて513か所の指定予定区域がある(令和3年5月末までに指定予定)。	か所が土砂災害警戒区域(うち702か所に土砂災害特別警戒区域がある。)に指定されている。																											
風水害-8	3 防災広報の充実(全庁) (1) 広報内容 ア 災害時の心得 (7) 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明	3 防災広報の充実(全庁) (1) 広報内容 ア 災害時の心得 (7) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正																										
風水害-11	6 防災訓練の充実(全庁) (3) 避難等救助訓練 ア 避難勧告等の早期判断(県等からの情報提供・助言を含む。)及び情報の受伝達	6 防災訓練の充実(全庁) (3) 避難等救助訓練 ア 避難指示等の早期判断(県等からの情報提供・助言を含む。)及び情報の受伝達	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正																										
風水害-13	◆降雨により床上、床下浸水の被害が予想される区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>発生原因</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津地区</td> <td>低地その他によるもの</td> <td>富津(学園村周辺)、下飯野</td> </tr> <tr> <td>大佐和地区</td> <td>河川によるもの</td> <td>【岩瀬川流域】 西大和田(青柳自動車付近) 【染川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天羽地区</td> <td>河川によるもの</td> <td>【湊川流域】 湊(下町、仲町、上町) 売津、相川(一川橋付近) 花輪(丹後橋付近) 数馬、更和、望井、台原(長台橋付近) 六野、大森(第11分団第1部機庫付近) 関尻、上後(環橋付近) 【白狐川流域】 竹岡(森戸) 【金谷川流域】 金谷(久保、荒戸、岡台、仲台)</td> </tr> <tr> <td>低地その他によるもの</td> <td>湊(長浜、富士見町)、加藤、萩生 金谷(仲町、新町)</td> </tr> </tbody> </table>	地区別	発生原因	区 域	富津地区	低地その他によるもの	富津(学園村周辺)、下飯野	大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 西大和田(青柳自動車付近) 【染川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫	天羽地区	河川によるもの	【湊川流域】 湊(下町、仲町、上町) 売津、相川(一川橋付近) 花輪(丹後橋付近) 数馬、更和、望井、台原(長台橋付近) 六野、大森(第11分団第1部機庫付近) 関尻、上後(環橋付近) 【白狐川流域】 竹岡(森戸) 【金谷川流域】 金谷(久保、荒戸、岡台、仲台)	低地その他によるもの	湊(長浜、富士見町)、加藤、萩生 金谷(仲町、新町)	◆降雨により床上、床下浸水の被害が予想される区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>発生原因</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津地区</td> <td>河川によるもの</td> <td>【小糸川流域】 大堀、青木、二間塚、上飯野、下飯野</td> </tr> <tr> <td>大佐和地区</td> <td>河川によるもの</td> <td>【岩瀬川流域】 岩瀬、西大和田、絹、中、八田沼 【小久保川流域】 小久保 【染川及び北上川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫、鶴岡</td> </tr> <tr> <td>天羽地区</td> <td>河川によるもの</td> <td>【湊川流域】 湊、売津、相川、花輪、数馬、更和、望井、台原、六野、大森、関尻、上後 【白狐川流域】 竹岡 【金谷川流域】 金谷</td> </tr> </tbody> </table>	地区別	発生原因	区 域	富津地区	河川によるもの	【小糸川流域】 大堀、青木、二間塚、上飯野、下飯野	大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 岩瀬、西大和田、絹、中、八田沼 【小久保川流域】 小久保 【染川及び北上川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫、鶴岡	天羽地区	河川によるもの	【湊川流域】 湊、売津、相川、花輪、数馬、更和、望井、台原、六野、大森、関尻、上後 【白狐川流域】 竹岡 【金谷川流域】 金谷	時点修正
地区別	発生原因	区 域																											
富津地区	低地その他によるもの	富津(学園村周辺)、下飯野																											
大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 西大和田(青柳自動車付近) 【染川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫																											
天羽地区	河川によるもの	【湊川流域】 湊(下町、仲町、上町) 売津、相川(一川橋付近) 花輪(丹後橋付近) 数馬、更和、望井、台原(長台橋付近) 六野、大森(第11分団第1部機庫付近) 関尻、上後(環橋付近) 【白狐川流域】 竹岡(森戸) 【金谷川流域】 金谷(久保、荒戸、岡台、仲台)																											
	低地その他によるもの	湊(長浜、富士見町)、加藤、萩生 金谷(仲町、新町)																											
地区別	発生原因	区 域																											
富津地区	河川によるもの	【小糸川流域】 大堀、青木、二間塚、上飯野、下飯野																											
大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 岩瀬、西大和田、絹、中、八田沼 【小久保川流域】 小久保 【染川及び北上川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫、鶴岡																											
天羽地区	河川によるもの	【湊川流域】 湊、売津、相川、花輪、数馬、更和、望井、台原、六野、大森、関尻、上後 【白狐川流域】 竹岡 【金谷川流域】 金谷																											

<p>風水害-17</p>	<p>3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）</p> <p>(2) 避難勧告等の発令体制の整備</p> <p>市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。</p> <p>このため、次のとおり、避難勧告等の発令体制の整備に努める。</p> <p>ア 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、警戒区域ごとの情報伝達、避難等に関する事項を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に定め、当該警戒区域周辺の市民に周知する。</p> <p>特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</p> <p>また、必要に応じて気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求める。</p> <p>イ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>ウ 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策（略）</p> <p>名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p> <p>(4) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備</p> <p>オ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。</p>	<p>3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）</p> <p>(3) 避難指示等の発令体制の整備</p> <p>市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、災害発生情報、避難指示、高齢者等避難を発令する。</p> <p>このため、次のとおり、避難指示等の発令体制の整備に努める。</p> <p>ア 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、警戒区域ごとの情報伝達、避難等に関する事項を「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に定め、当該警戒区域周辺の市民に周知する。</p> <p>特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</p> <p>また、必要に応じて気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求める。</p> <p>イ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>ウ 避難指示の発令の際には、指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策（略）</p> <p>名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p> <p>(4) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備</p> <p>オ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p>
<p>風水害-18</p>	<p>3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）</p> <p>(4) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備</p> <p>エ 要配慮者施設（資料2-4）</p>	<p>3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）</p> <p>(5) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備</p> <p>エ 要配慮者利用施設（資料2-6）</p>	<p>資料番号の修正</p>
<p>風水害-22</p>	<p>1 道路雪害防止対策（建設経済部）</p> <p>本市においては年間積雪量が少ないため特別な施設整備事業は行わないが、市は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。</p>	<p>1 道路雪害防止対策（建設経済部）</p> <p>本市においては年間積雪量が少ないため特別な施設整備事業は行わないが、市は、降雪や凍結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。</p>	<p>用語等の修正</p>

3 職員の配備体制（全庁）

(1) 災害対策本部設置前の配備

配備	配備基準	配備内容	配備する課等
第1配備 (情報収集体制)	①富津市に次の注意報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)強風注意報 (5)竜巻注意情報(確度1)	状況に応じ、関係部署と連携し情報収集を行う。	防災安全課
	②自主避難所を開設するとき。	上記に加え、自主避難所の開設を行う。	防災安全課、秘書広報課、避難所担当職員、開設避難所管課
第2配備 (注意体制)	①富津市に次の警報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)竜巻注意情報(確度2)	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害応急活動が円滑に行い得る体制とする。	防災安全課、総務課、秘書広報課、資産経営課、建設課、農林水産課、消防総務課
	②(自主)避難所を開設するとき。	(自主)避難所を開設できる体制とし、その要員は、避難所管課であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員、開設避難所管課
第3配備 (警戒体制)	①次のいずれかに該当し、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 (1)水防体制指標の3時間先までの推薦レベル4が予想されたとき。 (2)河川水位が氾濫注意水位を超えたとき。 (3)局地的な浸水等の被害が発生したとき。	注意体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	庁議構成員、防災安全課、総務課、秘書広報課、資産経営課、建設課、農林水産課、消防総務課、各部の連絡員
	②避難所を開設するとき。	避難所を開設できる体制とし、その要員は、避難所管課であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員、開設避難所管課
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。</p> <p>※本部事務局には、連絡のみ行う。</p>			

3 職員の配備体制（全庁）

(1) 災害対策本部設置前の配備

配備	配備基準	配備内容	配備する課等
第1配備 (情報収集体制)	①富津市に次の注意報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)強風注意報 (6)風雪注意報 (7)竜巻注意情報(確度1)	状況に応じ、関係部署と連携し情報収集を行う。	防災安全課
	②自主避難所を開設するとき。	上記に加え、自主避難所の開設を行う。	防災安全課、秘書広報課、避難所担当職員
第2配備 (注意体制)	①富津市に次の警報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)暴風雪警報 (7)竜巻注意情報(確度2) ②水防配備の水防注意体制をとるとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害応急活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課、防災安全課、秘書広報課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、建設課、農林水産課、消防総務課
	③(自主)避難所を開設するとき。	(自主)避難所を開設できる体制とし、その要員は、各部局であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員
	①次のいずれかに該当し、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 (1)富津市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2)富津市に記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。 (3)湊川、小糸川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。 (4)水防配備の水防警戒体制をとるとき。 (5)局地的な浸水等の被害が発生したとき。	注意体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	庁議構成員、総務課、防災安全課、秘書広報課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、建設課、農林水産課、消防総務課、各部の連絡員
	②避難所を開設するとき。	避難所を開設できる体制とし、その要員は、各部局であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員

避難所開設基本方針の改正に伴う修正

配備基準となる気象警報の修正

資産経営課を第3配備へ変更

管財契約検査課、企画課及び政策推進課を第2配備に追加

富津市水防計画との整合による修正

		<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。 <p>※本部事務局には、連絡のみ行う。</p>																																	
風水害-33	<p>(2) 災害対策本部設置後の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4配備</td> <td> <p>①富津市に土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②湊川、小系川に氾濫警戒情報が発表されたとき、又は避難判断水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅱに到達し、市長が必要と認めたとき。</p> <p>④市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が派生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p> </td> <td> <p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p> </td> </tr> <tr> <td>第5配備</td> <td> <p>①大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>②湊川、小系川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅲに到達し、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p> </td> <td> <p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p> </td> </tr> <tr> <td>第6配備</td> <td> <p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)洪水特別警報 (3)高潮特別警報 (4)大雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> </td> <td> <p>全職員</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。 	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	第4配備	<p>①富津市に土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②湊川、小系川に氾濫警戒情報が発表されたとき、又は避難判断水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅱに到達し、市長が必要と認めたとき。</p> <p>④市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が派生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p>	第5配備	<p>①大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>②湊川、小系川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅲに到達し、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p>	第6配備	<p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)洪水特別警報 (3)高潮特別警報 (4)大雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>全職員</p>	<p>(2) 災害対策本部設置後の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4配備</td> <td> <p>①富津市に土砂災害警戒情報が発表され記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p> </td> <td> <p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p> </td> </tr> <tr> <td>第5配備</td> <td> <p>大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p> </td> <td> <p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p> </td> </tr> <tr> <td>第6配備</td> <td> <p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)高潮特別警報 (3)大雪特別警報 (4)暴風特別警報 (5)暴風雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p> </td> <td> <p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> </td> <td> <p>全職員</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。 	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	第4配備	<p>①富津市に土砂災害警戒情報が発表され記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p>	第5配備	<p>大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p>	第6配備	<p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)高潮特別警報 (3)大雪特別警報 (4)暴風特別警報 (5)暴風雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>全職員</p>	
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等																																
第4配備	<p>①富津市に土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②湊川、小系川に氾濫警戒情報が発表されたとき、又は避難判断水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅱに到達し、市長が必要と認めたとき。</p> <p>④市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が派生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p>																																
第5配備	<p>①大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>②湊川、小系川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。</p> <p>③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準Ⅲに到達し、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p>																																
第6配備	<p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)洪水特別警報 (3)高潮特別警報 (4)大雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>全職員</p>																																
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等																																
第4配備	<p>①富津市に土砂災害警戒情報が発表され記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p>																																
第5配備	<p>大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p>																																
第6配備	<p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)高潮特別警報 (3)大雪特別警報 (4)暴風特別警報 (5)暴風雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>全職員</p>																																

風水害-35	<p>2 気象情報等の収集・伝達（本部班、情報班、消防本部、消防団）</p> <p>(1) 気象注意報・警報等の発表</p> <p>ア 警戒レベル</p> <p>避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。</p>	<p>2 気象情報等の収集・伝達（本部班、情報班、消防本部、消防団）</p> <p>(1) 気象注意報・警報等の発表</p> <p>ア 警戒レベル</p> <p>避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正																																																																																																																																																																								
風水害-36	<p>◆特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="379 451 1528 682"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類		概要	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	<p>◆特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1546 451 2691 682"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類		概要	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	用語等の修正																																																																																																																																																												
種類		概要																																																																																																																																																																									
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。																																																																																																																																																																									
種類		概要																																																																																																																																																																									
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。																																																																																																																																																																									
風水害-38	<p>◆警報・注意報発表基準一覧表</p> <p style="text-align: right;">(令和2年8月6日現在) 発表官署 銚子地方気象台</p> <table border="1" data-bbox="379 829 1528 1890"> <thead> <tr> <th colspan="2">富津市</th> <th colspan="2">千葉県</th> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="2">南部</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="2">君津</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">君津</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害) 表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害) 土壌雨量指数基準</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準*</td> <td colspan="2">湊川流域=(8, 22.4), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.6)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.8m</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*</td> <td colspan="2">湊川流域=(5, 19.9), 志駒川流域=(5, 10), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> </tbody> </table>	富津市		千葉県		府県予報区		南部		一次細分区域		君津		市町村等をまとめた地域		君津		警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	128	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.4		複合基準*	湊川流域=(8, 22.4), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.6)		指定河川洪水予報による基準	-		暴風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	海上	25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	1.8m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	96	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.9		複合基準*	湊川流域=(5, 19.9), 志駒川流域=(5, 10), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.9)		指定河川洪水予報による基準	-		強風	平均風速	陸上	13m/s	海上	13m/s	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	海上	13m/s 雪を伴う	<p>◆警報・注意報発表基準一覧表</p> <p style="text-align: right;">(令和5年6月8日現在) 発表官署 銚子地方気象台</p> <table border="1" data-bbox="1546 829 2691 1890"> <thead> <tr> <th colspan="2">富津市</th> <th colspan="2">千葉県</th> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="2">南部</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="2">君津</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">君津</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害) 表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害) 土壌雨量指数基準</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準*</td> <td colspan="2">湊川流域=(8, 24.2), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.5)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.8m</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準*</td> <td colspan="2">湊川流域=(5, 21.5), 志駒川流域=(5, 10.2), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> </tbody> </table>	富津市		千葉県		府県予報区		南部		一次細分区域		君津		市町村等をまとめた地域		君津		警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	118	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.3		複合基準*	湊川流域=(8, 24.2), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.5)		指定河川洪水予報による基準	-		暴風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	海上	25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	1.8m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	87	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.8		複合基準*	湊川流域=(5, 21.5), 志駒川流域=(5, 10.2), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.8)		指定河川洪水予報による基準	-		強風	平均風速	陸上	13m/s	海上	13m/s	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	海上	13m/s 雪を伴う	時点修正
富津市		千葉県																																																																																																																																																																									
府県予報区		南部																																																																																																																																																																									
一次細分区域		君津																																																																																																																																																																									
市町村等をまとめた地域		君津																																																																																																																																																																									
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																								
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	128																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.4																																																																																																																																																																								
		複合基準*	湊川流域=(8, 22.4), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.6)																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																								
	暴風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																																																																																																							
			海上	25m/s																																																																																																																																																																							
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																							
			海上	25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																							
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm																																																																																																																																																																								
波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																									
高潮	潮位	1.8m																																																																																																																																																																									
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																								
		土壌雨量指数基準	96																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.9																																																																																																																																																																								
		複合基準*	湊川流域=(5, 19.9), 志駒川流域=(5, 10), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.9)																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	陸上	13m/s																																																																																																																																																																							
			海上	13m/s																																																																																																																																																																							
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																								
		海上	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																								
富津市		千葉県																																																																																																																																																																									
府県予報区		南部																																																																																																																																																																									
一次細分区域		君津																																																																																																																																																																									
市町村等をまとめた地域		君津																																																																																																																																																																									
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																								
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	118																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.3																																																																																																																																																																								
		複合基準*	湊川流域=(8, 24.2), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.5)																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																								
	暴風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																																																																																																							
			海上	25m/s																																																																																																																																																																							
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																							
			海上	25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																							
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm																																																																																																																																																																								
波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																									
高潮	潮位	1.8m																																																																																																																																																																									
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																								
		土壌雨量指数基準	87																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.8																																																																																																																																																																								
		複合基準*	湊川流域=(5, 21.5), 志駒川流域=(5, 10.2), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.8)																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	陸上	13m/s																																																																																																																																																																							
			海上	13m/s																																																																																																																																																																							
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																								
		海上	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																								

大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
波浪	有義波高	1.5m	
高潮	潮位	1.3m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
なだれ			
低温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合		
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

風水害-40

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

◆警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

◆警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

気象庁キキクル（危険度分布）の改善による修正

<p>風水害-41</p>	<p>カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象台が共同で発表する。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	<p>カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象台が共同で発表する。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したりしたとき、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨（千葉県の場合は1時間に100ミリ）が降っている状況であり、実際にどこで危険度が高まっていかに「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p> <p>気象庁キキクル（危険度分布）の改善による修正</p>												
<p>風水害-42</p>	<p>◆特別警報・警報・注意報等の伝達系統</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">千葉県 防災危機管理部 危機管理課</p> </div> <p>3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。</p>	<p>◆特別警報・警報・注意報等の伝達系統</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">千葉県 防災危機管理部 防災対策課</p> </div> <p>3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。</p>	<p>時点修正</p>												
<p>風水害-45</p>	<p>1 避難の勧告又は指示等（本部班）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令 災害時における市民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められる場合、次の表に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>◆避難の勧告、指示の発令権者及び要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令権者</th> <th style="width: 45%;">勧告、指示を行う要件</th> <th style="width: 40%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長（本部長）</td> <td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	勧告、指示を行う要件	根拠法令	市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	<p>1 避難指示等（本部班）</p> <p>(1) 避難指示等の発令 災害時における市民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められる場合、次の表に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、避難の指示を行う。</p> <p>◆避難指示の発令権者及び要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令権者</th> <th style="width: 45%;">指示を行う要件</th> <th style="width: 40%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長（本部長）</td> <td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p>
発令権者	勧告、指示を行う要件	根拠法令													
市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項													
発令権者	指示を行う要件	根拠法令													
市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項													
<p>風水害-46</p>	<p>(2) 市長の措置 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。 なお、「勧告」は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難を勧め、又は促すものである。 「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものであり、避難勧告等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用してこれを行うものとし、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p>	<p>(2) 市長の措置 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 なお、 避難指示は、災害のおそれが高い場合に発し、市民等を立ち退かせるものであり、避難指示等を発令する場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用してこれを行うものとし、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p>												

	<p>○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路</p> <p>○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由</p> <p>○その他必要な事項</p> <p>ア 準備情報の提供や勧告・指示（緊急）等 市民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。</p> <p>イ 安全確保措置 避難時の周囲の状況等により、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。 なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動のほか、親せき、知人宅への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難勧告等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。</p> <p>ウ 必要な助言等 避難の勧告又は指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。 なお、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>（２）避難勧告等の発令区分と求められる行動 市は、避難勧告等の発令に当たり、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路</p> <p>○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由</p> <p>○その他必要な事項</p> <p>ア 避難の指示等 市民に対して避難の指示等を行うに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>イ 安全確保措置 避難時の周囲の状況等により、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。 なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所等への移動のほか、親せき、知人宅への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所等へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難指示等の発令と併せて指定避難所を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。</p> <p>ウ 必要な助言等 避難の指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。 なお、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>（３）避難指示等の発令区分と求められる行動 市は、避難指示等の発令に当たり、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>									
風水害-47	<p>◆避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="371 1459 1528 1896"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 1459 638 1512">種類</th> <th data-bbox="638 1459 1528 1512">立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 1512 638 1896">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="638 1512 1528 1896"> <p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 	<p>◆避難指示等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="1528 1459 2700 1896"> <thead> <tr> <th data-bbox="1528 1459 1795 1512">種類</th> <th data-bbox="1795 1459 2700 1512">立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1528 1512 1795 1896">【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td data-bbox="1795 1512 2700 1896"> <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。 	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動										
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 										
種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動										
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。 										

	<p>【警戒レベル4】</p> <p>避難勧告 避難指示（緊急）</p>	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 <p>全員避難 <市から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>【警戒レベル4】</p> <p>避難指示</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 	
	<p>【警戒レベル5】</p> <p>災害発生情報</p>	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>【警戒レベル5】</p> <p>緊急安全確保</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。（必ず発令される情報ではない） ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	<p>（注）津波に関する記述は地震・津波-98へ転記</p>
<p>風水害-47</p>	<p>（3）避難勧告等の発令基準の設定</p> <p>市は、避難勧告等の発令区域、タイミング、指定緊急避難場所、避難路等の市民の避難誘導等の警戒避難体制を、あらかじめ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等で計画するものとし、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</p>	<p>（4）避難指示等の発令基準の設定</p> <p>市は、避難指示等の発令区域、タイミング、指定緊急避難場所等、避難路等の市民の避難誘導等の警戒避難体制を、あらかじめ「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等で計画するものとし、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正</p>		

◆避難勧告等の発令基準【洪水等】

種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	○いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③上流地域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域
【警戒レベル4】 避難勧告	○いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達し、なお急激な水位上昇のおそれがあるとき。 2 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	○いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれのある場合)。 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域 (3については、発令対象区域を限定する。)
【警戒レベル5】 災害発生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき(消防団等からの報告により把握できた場合)。	洪水浸水想定区域

◆避難指示等の発令基準【洪水等】

種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川(富久橋)の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③上流地域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域
【警戒レベル4】 避難指示	○いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当)に到達し、なお急激な水位上昇のおそれがあるとき。 2 洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現したとき。 3 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 4 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれのある場合)。 5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。 7 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域 (5については、発令対象区域を限定する。)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○いずれか1つに該当するとき。 1 洪水警報の危険度分布で「災害切迫」(黒)が出現したとき。 2 大雨特別警報(浸水害)(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表されたとき。 3 決壊や越水・溢水が発生したとき(消防団等からの報告により把握できた場合)。	洪水浸水想定区域

災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

◆避難勧告等の発令基準【高潮】			◆避難指示等の発令基準【高潮】		
種類	基準	対象区域	種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき。 3 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。	富津市津波・高潮ハザードマップにおいて2m以上の浸水深が予測される区域	【警戒レベル3】 高齢者等避難	○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき。 3 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。	富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域
【警戒レベル4】 避難勧告	○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表されたとき。 2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 4 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。	富津市津波・高潮ハザードマップの浸水予測区域	【警戒レベル4】 避難指示	○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表されたとき。 2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 4 水門、陸こう等の異常が確認されたとき。 5 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。	富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○いずれか1つに該当するとき。 1 水門、陸こう等の異常が確認されたとき。 2 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。	富津市津波・高潮ハザードマップの浸水予測区域			
【警戒レベル5】 災害発生情報	○いずれか1つに該当するとき。 1 海岸堤防等が倒壊したとき。 2 異常な越波・越流が発生したとき。	富津市津波・高潮ハザードマップの浸水予測区域	【警戒レベル5】 緊急安全確保	○いずれか1つに該当するとき。 1 海岸堤防等が倒壊したとき。 2 異常な越波・越流が発生したとき。	富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域

災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

◆避難勧告等の発令基準【土砂災害】			◆避難指示等の発令基準【土砂災害】		
種類	基準	対象区域	種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○いずれか1つに該当するとき。 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達（赤色）」するとき（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）。 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）。	1 : 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」した区域（「警戒」（赤）） 2・3 : 孤立が想定される区域	【警戒レベル3】 高齢者等避難	○いずれか1つに該当するとき。 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達（赤色）」するとき（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）。 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）。	1 : 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」した区域（「警戒」（赤）） 2・3 : 孤立が想定される区域
【警戒レベル4】 避難勧告	○いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表されたとき。 2 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄紫色）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）するとき。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。	1・2 : 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」及びそれに隣接する「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」する区域（「非常に危険」（薄紫））及びそれに隣接する「警戒」（赤） 3 : 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）	【警戒レベル4】 避難指示	○いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表されたとき。 2 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（紫色）」するとき。（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]） 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。	1・2 : 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」及びそれに隣接する「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」する区域（「非常に危険」（紫））及びそれに隣接する「警戒」（赤） 3 : 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃紫色）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）したとき。 2 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき。	1・2 : 避難勧告が発令されている土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した区域（「極めて危険」（濃紫））	【警戒レベル5】 緊急安全確保	○いずれか1つに該当するとき。 1 大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で大雨特別警報の基準に到達（黒色）」したとき（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）。 2 土砂災害が発生したとき。	1 : 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で大雨特別警報の基準に到達」した区域（「災害切迫」（黒）） 2 : 当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル5】 災害発生情報	○土砂災害が発生したとき。	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）			

災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

風水害-51	<p>(4) 警戒区域の設定 市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>(5) 避難の措置と周知 市は、避難勧告等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>イ 県に対する報告 避難勧告等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。 あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。</p>	<p>(5) 警戒区域の設定 市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>(6) 避難の措置と周知 市は、避難指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>イ 県に対する報告 避難指示等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。 あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
風水害-56	<p>3 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部） （略） また、避難勧告等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市災害対策本部に速やかに伝達するものとする。</p>	<p>3 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部） （略） また、避難指示等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市災害対策本部に速やかに伝達するものとする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

第3編 大規模事故編

ページ	変更前	変更後	変更理由
大規模-15	5 流出油緊急時連絡体制（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班） （略） なお、千葉県周辺海域における流出油等連絡要領に基づき千葉県危機管理部 危機管理課 より通報があったときは、富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図（資料 5-11）に基づき関係する機関等へ連絡するものとする。	5 流出油緊急時連絡体制（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班） （略） なお、千葉県周辺海域における流出油等連絡要領に基づき千葉県危機管理部 危機管理政策課 より通報があったときは、富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図（資料 5-11）に基づき関係する機関等へ連絡するものとする	時点修正
大規模-16	1 想定する航空災害 （1） 羽田空港離発着の航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者に被害が発生した場合	1 想定する航空災害 （1） 航空機の墜落炎上により、多数の死傷者が発生した場合	用語等の修正
大規模-17	3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班） （4）救急救助・医療救護活動 ア 救出班の派遣 実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な 資器材 を投入し、迅速に救出活動を実施する。	3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班） （4）救急救助・医療救護活動 ア 救出班の派遣 実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な 資器材 を投入し、迅速に救出活動を実施する。	用語等の修正
大規模-20	3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班） （4）救急救助・医療救護活動 イ 救急救助活動 （イ）実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な 資器材 を投入し、迅速に救出活動を実施する。	3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班） （4）救急救助・医療救護活動 イ 救急救助活動 （イ）実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な 資器材 を投入し、迅速に救出活動を実施する。	用語等の修正
大規模-22	2 予防計画（総務部、消防本部、建設経済部） （2）災害情報伝達体制の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">富津市 (建設経済部管理課)</div>	2 予防計画（総務部、消防本部、建設経済部） （2）災害情報伝達体制の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">富津市 (建設経済部建設課)</div>	時点修正
大規模-24	3 応急対策計画（消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班） （3）危険物等を積載する車両の事故等による危険物流出対策 ウ 避難等 また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、 避難勧告 及び立入禁止区域の設置等の措置を講じる。	3 応急対策計画（消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班） （3）危険物等を積載する車両の事故等による危険物流出対策 ウ 避難等 また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、 避難指示 及び立入禁止区域の設置等の措置を講じる。	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正
大規模-27	（3）避難等の防護対策 イ 退避誘導 警察と連携のもと、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、 避難勧告又は避難指示（緊急） の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。	（4）避難等の防護対策 イ 退避誘導 警察と連携のもと、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、 避難指示 の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。	災害対策基本法の改正に伴う用語等の修正

資料編

ページ	変更前	変更後	変更理由
資料-9	<p>【防災関係施設等】</p> <p>資料 2 - 1 指定緊急避難場所一覧 <地震・津波-95></p>	<p>【防災関係施設等】</p> <p>資料 2 - 1 指定緊急避難場所一覧 <地震・津波-99></p> <p>※指定緊急避難場所の更新</p>	時点修正
資料-11	資料 2 - 2 指定避難所一覧 <地震・津波-95>	資料 2 - 2 指定一般避難所一覧 <地震・津波-99>	時点修正
資料-13		資料 2 - 3 指定福祉避難所一覧 <地震・津波-106>	資料追加
資料-14		資料 2 - 4 津波避難ビル <地震・津波-26>	資料追加
資料-15	資料 2 - 3 医療機関一覧 <地震・津波-109>	資料 2 - 5 医療機関一覧 <地震・津波-113>	時点修正
資料-16	資料 2 - 4 土砂災害警戒区域及び河川の洪水浸水想定区域内の要配慮者施設一覧 <風水害-15ほか>	資料 2 - 6 土砂災害警戒区域、河川の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 <風水害-18ほか>	時点修正
資料-17	資料 2 - 5 関係機関連絡先一覧	資料 2 - 7 関係機関連絡先一覧	資料番号の修正
資料-19	<p>【備蓄関係】</p> <p>資料 3 - 1 備蓄品の種類一覧 <地震・津波-58> 令和3年2月1日現在</p>	<p>【備蓄関係】</p> <p>資料 3 - 1 備蓄品の種類一覧 <地震・津波-59> 令和5年7月1日現在</p> <p>※備蓄品の更新</p>	時点修正

資料-21	資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧 <地震・津波-42>	資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧 <地震・津波-43> ※土砂災害（特別）警戒区域の追加	時点修正
資料-56	資料5-4 富津市防災行政無線局（同報系）運用細則	資料5-4 富津市防災行政無線局（同報系）運用細則 ※運用細則の更新	時点修正
資料-58	資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱	資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱 ※運用要綱の更新	時点修正
資料-67	資料5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <地震・津波-75ほか> (千葉県災害救助法施行細則より 令和2年4月1日現在)	資料5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <地震・津波-79ほか> (千葉県災害救助法施行細則より 令和5年4月1日現在)	時点修正
資料-71	資料5-9 災害協定一覧	資料5-9 災害協定一覧 ※協定先の追加	時点修正
資料-77	資料5-10 防災関連計画等一覧	資料5-10 防災関連計画等一覧 ※業務継続計画の追加	時点修正
資料-78	資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15> 消防本部総務予防課	資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15> 消防本部予防課	時点修正